ロータリー財団未来の夢計画

地区ロータリー財団
補助金制度ハンドブック

国際ロータリー第 2760 地区
地区ロータリー財団委員会

ご挨拶

本ハンドブックは、ロータリー財団の補助金を利用しようとします当地区内クラブや地区委員会のための、RI第2760地区2019-20年度用として製作されたものです。本ハンドブックに記載されています内容は、ロータリー財団が定める内容と共通の点はございますが、当地区独自の内容が含まれていますので、このハンドブックに則り、今年度の補助金申請、ロータリー財団に関する活動を運用ルールに従って遵守していただきたいと思います。このハンドブックは差替え可能になっております。随時、世界や地区独自のルールも改正されることがありますので、改正された部分を送付させていただきますので、ご利用下さい。

すでに今年度に補助金申請されたクラブは、申請から報告までの内容をご理解いただいていることと思いますが、ご質問などございましたら、地区ロータリー財団委員会、地区補助金委員会にお問い合わせ下さい。

日頃の皆様の暖かいご支援に心より感謝申し上げますと共に、これらを有効に活用していただき、皆様のクラブが充実した奉仕活動をされますことを心よりご祈念申し上げます。

2019年7月

国際ロータリー第2760地区
2019−20年度
ロータリー財団委員会

委員長　朱　宮　新　治

目　　次

はじめに
目　次
第１章　ロータリー財団補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１　補助金の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　クラブが補助金を使用するために ・・・・・・・・・・・・・・ 2
参加資格認定
授与と受諾の条件
３　地区補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
地区補助金の要件
地区補助金で出来ないこと
地区補助金の報告
４　グローバル補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
グローバル補助金の要件
グローバル補助金の報告
１）職業研修チーム（ＶＴＴ）
職業研修チーム（ＶＴＴ）活動報告
２）ポリオ・プラス
ポリオ・プラス活動報告
３）ロータリー奨学基金
奨学基金・平和フェローシップ委員会活動報告
４）ロータリー平和フェローシップ
奨学基金・平和フェローシップ委員会活動報告
５）学友会

第２章　ＲＩ第２７６０地区における補助金 ・・・・・・・・・・ 25
６　ＲＩ第２７６０地区の参加資格要件 ・・・・・・・・・・・・ 25
７　地区補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
地区独自の制約事項
地区補助金のスケジュール
８　グローバル補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
地区独自の制約事項
グローバル補助金の実行までのステップ
グローバル補助金のスケジュール
９　補助金の管理及び会計処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法

第３章　資金推進委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
寄付と認証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
寄付の分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
認証の分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
ロータリーカード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第4章　地区ロータリー財団監査委員会 ・・・・・・・・・・・・・ 40

資料1
1　授与と受諾の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
2　６つの重点分野（重点分野の基本方針）・・・・・・・・・・・・・ 58
3　クラブと地区間の覚書（ＭＯＵ）・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
4　地区補助金申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
5　地区補助金申請書記入時の注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
6　地区補助金報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
7　地区補助金最終報告書チェックリスト ・・・・・・・・・・・・・ 78
8　補助金専用銀行口座の管理引継確認書 ・・・・・・・・・・・・・ 79
9　財務管理計画ワークシート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
10　グローバル補助金奨学生募集要項・・・・・・・・・・・・・・・ 83
11　グローバル補助金奨学生応募申込書・・・・・・・・・・・・・・ 86
12　学友会会則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
13　ＲＩ財団業務監査を受けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
14　グローバル補助金事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

第1章　ロータリー財団補助金

1. 補助金の仕組み

ロータリー財団は、「世界で良いことをしよう」の標語のもと、世界各地でロータリアンが実施する活動を支えるための活補助金を提供しています。人道奉仕活動、社会奉仕活動、奨学金、職業研修など、さまざまな活動が可能ですが、複数ある補助金の中からプロジェクトに適した補助金を選びましょう。

補助金は次のように分かれています。

	【補助金の種類】	【使途決定先】	【使途】
DDF（地区活動資金）	DG（地区補助金）	地区の裁量	地区内外･海外への社会奉仕、人道奉仕、奨学生、VTT事業 など
	GG（グローバル補助金）	ロータリー財団	重点6分野
WF（国際活動資金）	グローバル補助金に同額補助	ロータリー財団	重点6分野

補助金に使用できる資金は、**シェアシステム**により決定されます。
皆さまからご寄付頂いた“年次基金”と“恒久基金”は、ロータリー財団で３年間運用後、シェアシステムにより活動資金として地区に配分されます。
シェアシステムの仕組みは下記の通りです。

シェアシステム

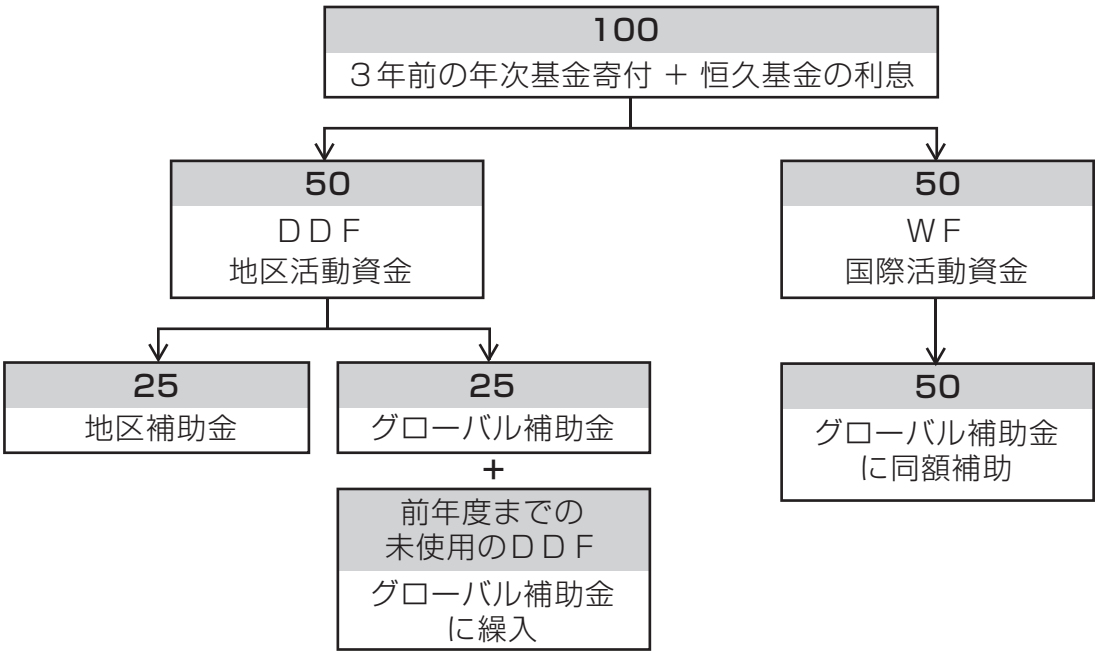

2. クラブが補助金を使用するために

参加資格認定

地区がロータリー財団の補助金を申請するためには、まず参加資格の認定を受ける必要があります。各クラブも又、すべての補助金を申請するには、地区の認定を受ける必要があります。地区とクラブは、この認定手続きを通じて、財務管理面での義務について理解し、これを適切に果たすための準備を整えます。認定手続きは毎年行う必要があります。
※地区補助金を申請する場合、世界共通ルールでは認定を必要としないが、当地区独自のルールで地区の認定を必要とします。

◇地区の参加資格認定

地区ガバナー、ガバナーエレクト、地区ロータリー財団委員長が以下を行います。

- 補助金の申請サイトで「地区の覚書（MOU）」に同意し署名する。
- クラブを対象とした「補助金管理セミナー」を実施する。
  ※認定に関する書類やリソースは、Rotary International　ロータリー補助金サイトから随時確認可能です。

◇クラブの参加資格認定

地区補助金、グローバル補助金の申請に先立って、クラブが地区から認定を受ける為、会長と会長エレクトが以下を行う必要があります。

- 「クラブの覚書（MOU）」に同意、署名する。
- 地区が実施する「補助金管理セミナー」に出席する。
- その他、地区が独自に定めた要件を満たす。
- クラブが認定状況を維持するためには、毎年、認定手続きを行う必要があります。
- 詳しくは地区にお問合せ下さい。

授与と受諾の条件

「ロータリー財団　地区補助金およびグローバル補助金」

ロータリー財団は地区に対してDDF（地区活動資金）を配分し、地区はこの資金を利用して様々な事業に活用することが出来ます。ただし、DDFは「授与と受諾の条件」に記載されている要件を満たさなければ使用出来ません。「授与と受諾の条件」は必読のうえ厳守をお願い致します。

注意事項：

ロータリー財団は、いつでも、この授与と受諾の条件を変更、修正する権利を有しています。この授与と受諾の条件に対する変更は、RIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されていますので、常時最新版をご確認下さい。

1．一般的な基準
2．提唱者の基準
3．資格基準
4．制約事項
5．スケジュールと申請
6．資金調達と寄付
7．支払い
8．報告要件と必要書類
9．旅行
10．ロータリアン以外の補助金受領者
11．協力団体
12．インドのロータリー財団に関する特記事項

1．一般的な基準

ロータリー財団の地区補助金とグローバル補助金は、地元地域社会と海外において、幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものである。これら補助金を利用する全てのプロジェクトと活動は、以下に該当しなければならない。

1．ロータリー財団の使命に関連していること。
2．ロータリアンが積極的に関与すること。
3．ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4．米国および活動実施国の法律を遵守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。
5．実施に先立って審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区のプロジェクトの経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることは認められ、奨励されているが、承認前に経費を支出することはできない。
6．補助金受領者の国／地域の外で補助金の活動が実施される場合、その国あるいは地域の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7．ロータリー財団章典の第7.030節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針（the Conflict of Interest Policy for GrantParticipants）」を遵守すること（「用語集」参照）。
8．ロータリー財団章典の第1.050.2項に基づき、ロータリーの標章の適切な使用に関する方針を遵守すること。

3. 地区補助金

地区補助金の要件

地区補助金は、地元や海外の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援します。各地区は、この補助金を配分するプロジェクトを独自に選びます。

地区補助金の流れ

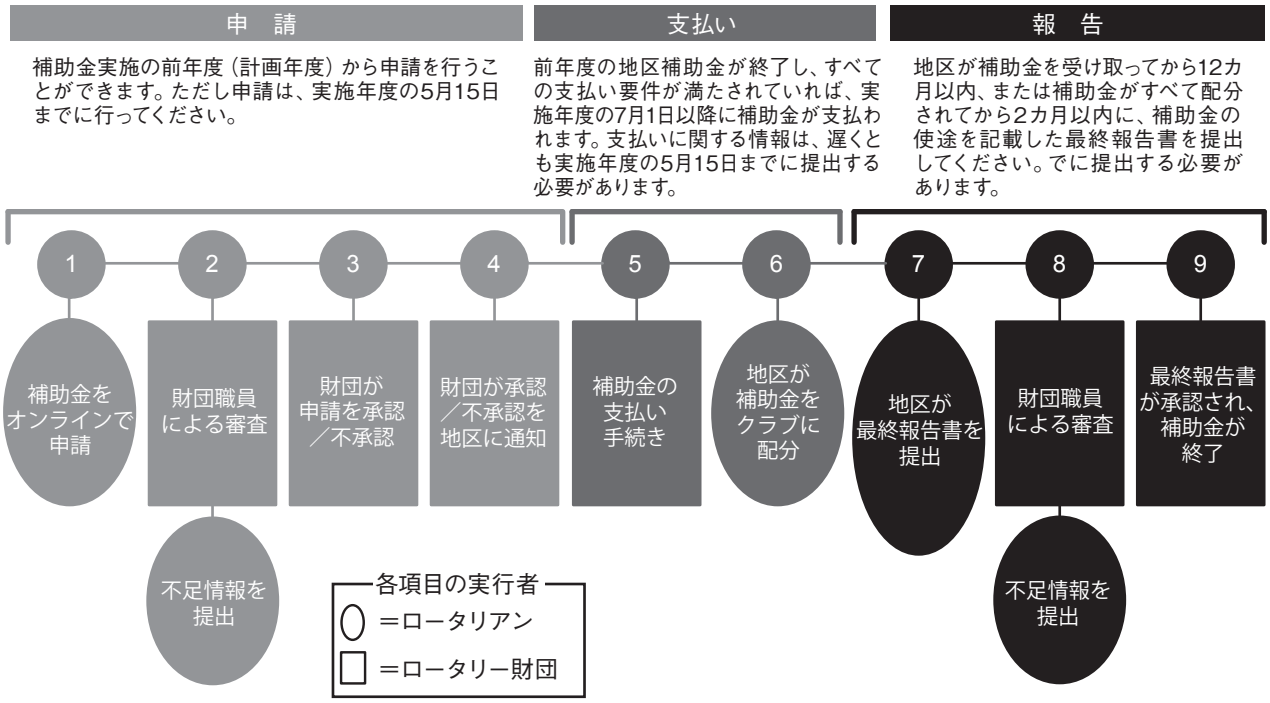

◇地区補助金による活動の種類

地区補助金は、地区やクラブの幅広いプロジェクトや活動にご活用いただけます。

- 人道的プロジェクト（奉仕活動を行うための現地への渡航や災害復興活動など）
- 奨学金（教育機関のレベルや場所、支給期間、専攻分野の制約なし）
- 専門職業をもつ人びとから成る職業研修チームの派遣（現地の人びとに職業研修を行うチーム、または現地で職業スキルを学ぶチーム）

◇補助金の使用条件

地区補助金はさまざまな奉仕プロジェクトに柔軟に活用できます。ロータリー財団の使命を支える活動であることが条件ですが、そのほかに多くの制約はありません。地区は、地区補助金の申請と管理を行う前に、参加資格の認定を受ける必要があります。

地区補助金の全般的基準は次の二つだけです。

1. すべての地区補助金はロータリー財団の使命を守るものであること
2. ロータリアンの直接参加を含むこと（ロータリアンが汗を流す活動であること）

◇支給額と支給方法

地区はDDF（地区財団活動資金）の50%までを地区補助金として毎年申請できます（50%全額を申請する必要はありません）。この50%は、3年前に地区が年次基金に寄付した額（および恒久基金への寄付の投資収益）によって生まれたDDFを基に計算されます。

地区に一括して補助金が支払われた後、地区がクラブに資金を支給します。

◇クラブが地区補助金を申請するには？

地区補助金の資金をクラブが活用したいと希望する場合、地区に申請する必要があります。申請書の提出期日や地区が独自に定めた要件（報告や研修など）については、第2章で説明します。

地区補助金で出来ないこと

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。
これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、「授与と受諾の条件」の第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 募金活動。
4. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
5. 広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
6. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
7. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）。
8. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
9. 既に経費が発生した活動。
10. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
11. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
12. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
13. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

地区補助金の報告

- 補助金支給後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2ヵ月以内に最終報告を提出します。一つの地区補助金をclosedしなければ、次の地区補助金が支払われませんので、仮にマルチイヤー奨学金を授与した場合、補助金を全額支出した段階で最終報告を提出することになります。
- プロジェクトと活動は望ましくは18カ月以内に完了しなければなりません。マルチイヤー奨学金であれば2年までです。
- 補助金の残額はロータリー財団に返却します。これはDDFとして地区に戻ります。
- 地区補助金を使って、奨学生を派遣した場合、地区ロータリー財団委員長などのロータリアンから、ロータリー財団にその奨学生について報告して下さい。ロータリー財団学友と認定されます。

◇豊橋北ロータリークラブ

汐川干潟の環境整備
・実　施　日：2018年11月4日
・総 事 業 費：646,440円
・地区補助金：278,942円

◇豊川宝飯ロータリークラブ

豊川海軍工廠平和公園PRイベント
「折り鶴とキャンドルに平和の祈りを」
・実　施　日：2018年8月4日～8月7日
・総 事 業 費：580,010円
・地区補助金：253,000円

◇豊田東ロータリークラブ

キッズ・ファーム・チャレンジ（食育事業）
・実　施　日：2018年9月10日～12月13日
・総 事 業 費：401,027円
・地区補助金：147,510円

◇安城ロータリークラブ

インドネシアにランドセルを贈ろう
・実　施　日：2018年7月1日～12月26日
・総 事 業 費：370,776円
・地区補助金：168,630円

2018-19年度 地区補助金事業申請一覧表　（DG上限額 **$197,527.00**）

No.	クラブ名	実施日(実施予定期間)	事業内容	事業総額 円	クラブ拠出金 円	補助金申請額 円	補助金決定額	支払い額 円
1	東海	2018/11/3-2018/11/4	ロータリーカップサッカー大会の支援。	451,000	225,500	225,500	248,050	261,470
2	半田南	2018/7/1-2018/7/31	半田市「社会を明るくする運動」＃68にロータリーとして参加。犯罪や非行から立ち直る人の意欲を地域の人々に認識してもらい、安全安心な社会の実現を目指す	247,256	12,656	123,600	111,240	117,260
3	知多	2018/7/29-2018/8/5	知多市ジュニアカップ少年サッカー大会の支援	322,000	161,000	161,000	128,800	140,030
4	大府	2018/9/2	大府市内の障害児童とのスポーツ交流	85,000	43,000	42,000	33,600	35,420
5	一宮	2018/11/8	ポリオ撲滅啓蒙活動のシンボルとして時計塔を設置し、ロータリーの活動認知向上とオープニングで募金活動を行う	2,203,980	1,203,980	1,000,000	1,000,000	1,000,000
6	津島	2018/10/10-2018/10/21	津島の抹茶文化を地域社会と共に茶会を催し、文化の啓蒙と地域社会との連携を図る	1,250,000	525,000	525,000	472,500	498,080
7	稲沢	2018/9/23	稲沢版WFF「いなざわフード+ふれ愛フェスタ」の開催	648,000	348,000	300,000	240,000	253,000
8	名古屋清須	2019/1/10-2019/2/15	清須古城跡公園へ記念植樹及び近隣の清掃活動	669,600	339,600	330,000	363,000	382,690
9	尾張中央	2019/2/22	知的障害者を大道芸・マジックを通じての支援交流事業	249,880	124,940	124,940	124,940	131,670
10	一宮中央	2018/8/6-2018/8/10	カンボジアの小中学校への給食支援及び、教員養成学校教育者への支援(PC、文具)	1,080,000	550,000	530,000	636,000	670,450
11	犬山	2018/7/1-2018/9/14	高齢在宅要介護者へ、地域の子どもたちからメッセージカードを介護用品と共に送る	446,500	223,250	223,250	245,575	258,940
12	江南	2018/10/31	中学生を対象に、胎児人形を使っていのちの授業を行う	472,600	236,300	236,300	236,300	249,150
13	春日井	2018/11/17	春日井市民対象の多文化共生イベントの開催	2,575,000	1,575,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
14	尾張旭	2018/8/1-2019/2/28	尾張旭市内の保育施設にて、市行政機関父兄意見交換会・親子座談会を行い、子育て支援を行う	235,000	120,000	115,000	115,000	121,220
15	名古屋空港	2018/11/23	豊山町内の小学校のバトン部の発表会を通じて、地域の交流をはかる	691,620	345,810	345,810	414,972	437,360
16	瀬戸北	2018/7/7-2018/9/30	ロータリアンがボランティアコーディネーターの資格を取得した上、瀬戸市やすらぎ会館にて防災体験を行い、ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う	808,500	404,250	404,250	485,100	511,390
17	岩倉	2018/7/1-2019/2/28	岩倉以内の小学生へのヨーヨー体験と、ヨーヨーコンテストの開催	462,000	231,000	231,000	184,800	194,810
18	名古屋城北	2018/7/1-2019/3/31	名古屋城来場者のため、常設車椅子の寄贈を行い、現車椅子のメンテナンスを行う	409,000	209,000	200,000	240,000	253,000
19	愛知長久手	2018/7/20-2019/2/28	地元小学生と台北市小学生による書道展の開催	608,600	308,600	300,000	330,000	347,930
20	名古屋南	2018/8/18-2018/10/14	ひとり親世帯の親子に職業体験と親子一緒の癒やしの一時の提供を行う	656,951	328,476	328,475	328,475	346,170
21	名古屋みなと	2018/10/14	東北復興マラソンボランティアへの参加と地域復興	140,000	700,000	700,000	840,000	885,500
22	名古屋東南	2018/10/7	名古屋市緑区有松(旧東海道)のお祭りの山車の修復により、お祭りの伝統文化を継承する	120,000	600,000	600,000	480,000	506,000
23	名古屋中	2019/3/3	東山動植物園における「平成の桜回廊プロジェクト」として桜の植樹を行う	2,871,000	1,071,000	1,000,000	900,000	948,750
24	名古屋大須	2018/12/25	ミャンマーの孤児院での食堂建設　水タンクの設置を行う	1,000,000	500,000	500,000	550,000	579,810
25	名古屋栄	2018/8/1-2018/11/3	児童養護施設の子供たちとのふれ愛プロジェクト	1,366,000	683,000	683,000	546,400	575,960
26	名古屋名南	2018/7/21-2018/8/31	児童養護施設入所児童に対する退寮後の自立のための料理教室の開催	334,380	167,190	167,190	167,190	176,220
27	名古屋名駅	2018/9/1-2019/2/28	DV被害者のためのシェルター周知活動	771,240	386,240	385,000	308,000	324,720
28	名古屋丸の内	2019/2/13-2019/2/14	カンボジア　ドウン　そイ村の小学校・中学校への文具・図書支援	297,000	149,000	148,000	133,200	140,360
29	名古屋北	2018/9/8	児童養護施設「慈友学園」の子供たちと自然体験や工房体験を通じての交流	500,000	250,000	250,000	300,000	316,250
30	名古屋東	2018/ 7 /1-2019/2/28	インドマハラシュトラ州ブネー地区ソネサンビ村在住の女性たちのため、職業訓練センターを建設し、職業訓練の取り組み方法を協議し活用状況を視察する	1,000,000	510,000	490,000	392,000	413,270
31	名古屋守山	2019/3/3	東山動植物園における「平成の桜回廊プロジェクト」として桜の植樹を行う	2,429,000	629,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
32	名古屋名東	2018/9/23-2018/9/24	第７回スペシャルオリンピック日本夏季ナショナルゲーム会場での地域の子どもたちの絵画展示	361,800	180,900	180,900	217,080	228,800
33	名古屋昭和	2019/3/9	インターアクトと地域住民が、共に作成したガイドマップを確認しながらウォーキングとゴミ拾いを行う	830,000	200,000	200,000	160,000	168,630
34	名古屋錦	2018/9/14-2019/2/15	岡崎市立下山小学校と名古屋市立立川中小学校の児童と高齢者団体との交流	290,000	125,000	125,000	150,000	158,180
35	名古屋東山	2018/7/1-2019/2/28	東山動植物での絶滅危惧種などを主とした学習ツアーの実施および写真集の寄贈	400,320	200,320	200,000	240,000	253,000
36	名古屋アイリス	2018/11/1-2018/12/31	名古屋大学医学部小児科病棟に入院している子供たちに精神的な支援を実施 (クリスマス会でのプラネタリウム)	894,240	464,240	430,000	516,000	543,950
37	豊橋	2018/11/15-2018/11/19	学校10校に食品加工設備を設置、作成指導をする	500,000	250,000	250,000	275,000	289,850
38	豊橋北	2018/11/4	豊橋の三河湾汐川干潟において、ゴミゼロ運動の一環として、地域住民・地域中学の子どもたちと一緒に清掃活動を実施	955,270	477,635	477,635	382,108	402,820
39	渥美	2018/9/1-209/2/28	田原市内の桜並木及び河川の環境整備を行い、桜まつりに参加する地域市民への意識向上	1,552,000	802,000	750,000	675,000	711,590
40	豊川宝飯	2018/8/1-2018/8/15	豊川海軍工廠平和公園PRイベントを行い、平和への願いをする	600,000	300,000	300,000	240,000	253,000
41	田原パシフィック	2018/11/18	田原市赤羽根学園(養護施設)の花壇を児童と一緒に整備、キャンプを供働する	838,000	438,000	400,000	320,000	337,370
42	豊橋東	2018/11/3	プロ選手と小学生とのバレーボール交流会	880,000	440,000	440,000	39,600	417,450
43	岡崎南	2018/7/1-2019/2/28	岡崎市こども発達センター「すくも」に遊具を設置、寄贈。子どもの発達支援の一助とする	600,000	300,000	300,000	240,000	253,000
44	豊田東	2018/7/1-2018/12/31	こども園児と地域の農業の方々と種まきから収穫をし、食育を行う	350,600	175,600	175,000	140,000	147,510
45	岡崎城南	2018/10/1-2019/2/28	小学生を対象とした体験型理科実験教室の実施	200,000	100,000	100,000	80,000	84,370
46	豊田三好	2018/10/1-2018/10/30	みよし市立北中学校の生徒と保護者が地元の伝統文化三好太鼓を体験することにより、地元文化の更なる活性化を図る	175,000	60,000	60,000	48,000	50,600
47	豊田中	2018/11/1-2018/12/18	こども園に絵本を寄贈し、読後感想等を例会にて発表してもらう	118,800	59,400	59,400	71,280	75,130
48	刈谷	2019/2/3	「社会福祉法人ひかりの家」の生徒を、コンサート「めざましクラシックスin刈谷」に招待し、会場で「ひかりの家」の啓蒙活動を行う	605,450	302,725	302,725	332,998	351,010
49	安城	2018/7/1-2019/2/28	インドネシアジャカルタの子供たちにランドセル100個を送る。文房具の寄贈も行い日本との友好交流を行う	400,000	200,000	200,000	160,000	168,630
50	西尾	2018/7/1-2019/3/31	西尾市内の中学生の防災活動のドキュメンタリー映像制作。市民トリアージュ啓蒙のDVD制作と配布	2,000,000	1,000,000	1,000,000	900,000	948,750
51	碧南	2018/10/1-2018/12/31	碧南緑化ビーチコートの緑化事業の推進	1,000,000	510,000	490,000	392,000	413,270
52	高浜	2018/10/1-2018/11/30	高浜市内へ防犯カメラを設置。地元団体の意識向上策と合わせ、地域の住民の安全度を高める	1,250,000	700,000	550,000	440,000	463,870
53	知立	2018/10/21	乳ガン等女性特有の疾病予防検査と予防啓発活動	1,272,260	642,260	630,000	504,000	531,300
54	三河安城	2018/9/1-2018/10/17	安城産業文化公園デンパークに、時計塔、テーブル、椅子を設置	1,800,000	900,000	900,000	720,000	759,000
55	インターアクト委員会	2018/8/1-2018/11/1	ポリオ撲滅のための啓蒙活動	378,000		378,000	378,000	398,530
	奨学生			600,000		600,000	600,000	600,000
	管理費							79,090

4. グローバル補助金

グローバル補助金の要件

グローバル補助金は、ロータリーの6つの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。補助金プロジェクトのスポンサー（提唱者）は、国際的なパートナーシップを組み、各地の地域社会のニーズに取り組みます。

2018年7月1日より、グローバル補助金の申請には、現地調査を行うことが義務付けられました。この現地調査を行うことによって、プロジェクトを行う際に最も重要なニーズを知る必要があります。この現地調査は、実施国側のロータリークラブでも援助国側のロータリークラブでも、どちらが行っても構いません。基本的には、経費の関係からも実施国側のロータリークラブに行っていただく方が良いかと思います。
この現地調査の方法として、「フォーラム（住民会合）の開催」「アンケート調査の実施」「インタビュー調査の実施」「フォーカスグループ（座談会）の開催」「地域リソース調査の実施」「マッピング調査の実施」の6つの方法があります。数人の地元関係者と話をするだけでは地域社会のニーズを理解することができません。しっかりとした現地調査を是非行ってください。

◇グローバル補助金による活動の種類

グローバル補助金は、次のような活動に使用できます。

- 人道的プロジェクト
- 奨学金：大学院レベルの留学
- 職業研修チーム（VTT）：専門職業に関係する研修を提供するチームや、研修を受けるチームを海外に派遣

◇補助金の使用条件

グローバル補助金の利用にあたっては、活動が実施される国のクラブまたは地区と、それ以外の国のクラブまたは地区がパートナーとなって協力することが求められます。また双方のクラブ／地区は、補助金を申請する前に、参加資格の認定を受けている必要があります。

その他の要件：

●持続可能であり、補助金の資金が使い尽くされた後にも活動成果を長期的に持続させるための計画を含んでいること

持続可能なプロジェクトの立案

「持続可能性」という言葉は、組織によって異なる意味を持っています。ロータリー財団での「持続可能性」とは、補助金の終了後にも、地域社会の人々が自力でニーズに取り組めるよう支援することによって、長期的な解決策をもたらすことを意味しています。持続可能なグローバル補助金プロジェクトは、以下の特徴を備えています。

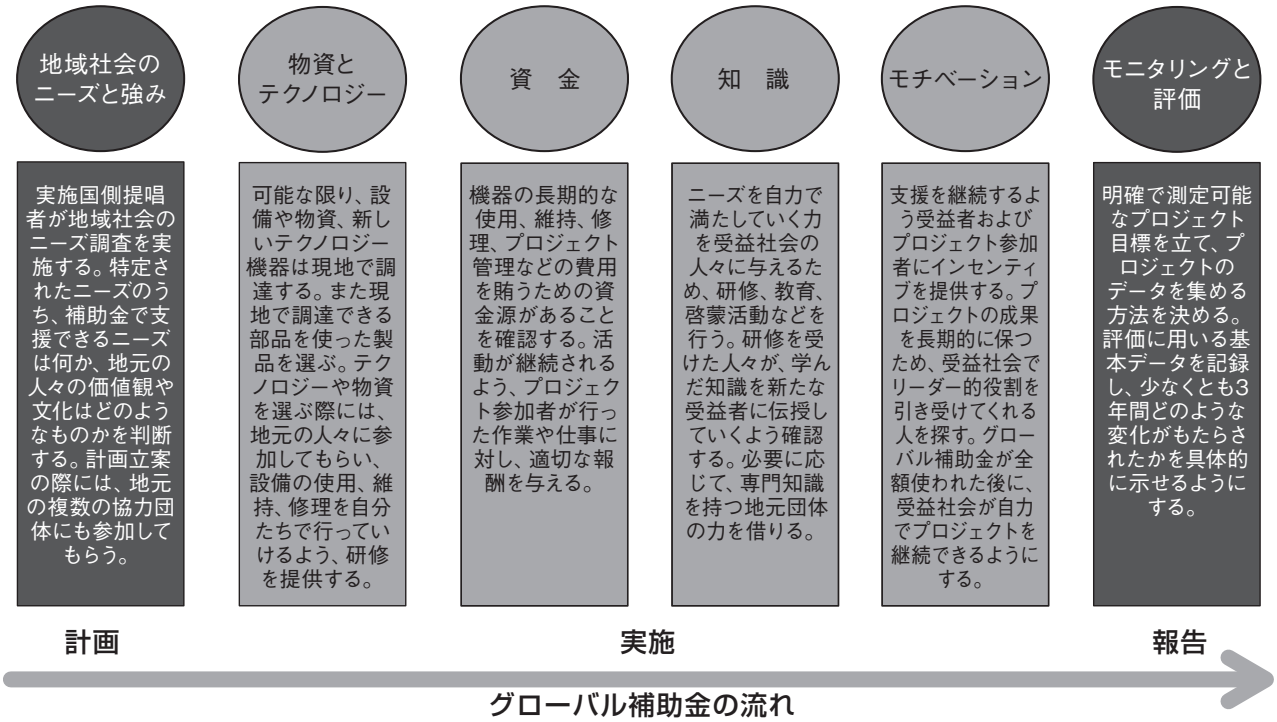

●測定可能な目標を持っていること
●6つの重点分野のいずれかに該当すること

① **平和と紛争予防／紛争解決**
② **疾病予防と治療**
③ **水と衛生設備**
④ **母子の健康**
⑤ **基本的教育と識字率向上**
⑥ **経済と地域社会の発展**

●地域社会のニーズに応えること
●ロータリアンと地域社会の人々の両方が積極的に参加すること
●補助金の「授与と受諾の条件」に記載された要件を順守すること

グローバル補助金は、年度を通じて随時申請することができ、申請が受理された順に審査が行われます。申請にはRIウェブサイト（www.rotary.org）からMy Rotaryにログインし、「ロータリー財団」の「補助金を申請する」の中の「補助金申請のためのツール」をクリックし、日本語に直してから「グローバル補助金」に入り、画面の順序に従って下さい。なお、**地区の補助金委員会に事前に相談することを忘れてはいけません。**

◇支給額と支給方法

予算30,000ドル以上の活動が対象となります。そのうち、補助金で賄われる額は最低15,000ドルです（最高支給額は200,000ドル）。この補助金は、クラブ／地区からのDDF（地区財団活動資金）に対して100%（同額）、現金寄付に対して50%（半額）の割合で、財団からWF（国際財団活動資金）の上乗せが提供される仕組みです。

地区補助金と異なり、グローバル補助金は年度中いつでも申請できます。
3種類の国際規模の活動があります：人道的プロジェクト、職業研修チーム、奨学金

活動の種類にかかわらず、グローバル補助金には次のことが必要です。

1. 異なる地域社会、国、地理的地域のクラブと地区と協力するロータリー・ネットワークの強化に役立つこと。
2. 二つのロータリークラブまたは地区の提唱する活動を支援すること：一方は、プロジェクトを実施する国のクラブと地区（host）で、もう一方は実施国以外の国のクラブと地区（international）です。
3. ロータリークラブの所在する国または地理的地域で実施されること。
4. 持続性のある成果を上げること（つまり、補助金を使い切った後でも長期的にニーズを満たすことができること）
5. 主たるクラブまたは地区（primary clubまたは primary district）のロータリアンが汗を流す活動をすること。
6. プロジェクト実施地と海外の援助提供側の主たるクラブと地区をそれぞれ一つ含んでいること。主たるクラブや地区以外のクラブや地区は寄付をすることが可能。
7. 重点分野の一つまたは二つ以上に合致していること。
8. 量的に成果を測ることができる結果を残すこと。量的にも、外見でも成功を物語ることができるようなものであること。（2012年10月管理委員会決定）

一般的な基準

グローバル補助金は、地区とクラブへ補助金を授与することだけを目的としています。

1. ロータリー財団のWF（国際財団活動資金）から15,000ドル～200,000ドルまで補助金を授与します。
2. 財団への現金の寄付に対しては、その額の50%をWFから出し、DDFに対しては同額を出します。（マッチング）
3. その活動が自国の法令に違背する時は、提唱者は、地区の法令に従うため、ロータリー財団の条件を適用しないよう事務総長に要請できます。
4. 両提唱者が異なる国にあるが、同一地区の場合、地区が主たる提唱者になることはできません。グローバル補助金を使って人道的プロジェクトを実施する場合、海外の援助提供国側のクラブまたは地区は、資金調達総額の少なくとも30%を寄付しなければなりません。

人道的プロジェクト

A）一般的な基準

1．十分なサービスを受けることができない人々の最低限のニーズに応えると同時に重点分野の一つまたは二つ以上を全体的に高めるものでなければなりません。
2．人道的活動を支援するグローバル補助金は、プロジェクト実施地のクラブや地区から発案されなければなりません。

B）協力団体

1．ロータリー以外の協力団体とプロジェクトを実施する場合、協力団体と提唱者のクラブまたは地区と覚書を交わさなければなりません。
2．その協力団体が参加するプロジェクトは年間5件までです。

C）受給資格

1．人道的プロジェクトのためのグローバル補助金は次のものに使用できます。
   a．インフラ（社会基盤）の建設：収入を得るために、物やサービスを創出・配布する地域社会の人びとの能力を大幅に高める場合
   b．**プロジェクト実施地の提唱者が、特定の技能が地元では得られないうえ、旅費をまかなう余裕があると確認した場合に限り、奉仕プロジェクトの実施、研修のため、2人までの海外旅行の費用。協力団体関係者はその旅費支給の対象にならないが、その人しかできない特別の技能や資格に関する限り、考慮の余地があります。人道的プロジェクトの予算を、海外旅行だけの費用に充ててはなりません。旅費がプロジェクト総予算に占める割合には妥当性が必要です。**
   c．国内旅行については、プロジェクトの実施に携わるロータリアンとロータリアンでない**専門家**、受益者の旅費。
   d．プロジェクト実施にかかわるプログラム費用、給与、給付金、謝礼。
   e．ポリオ・ワクチンの購入を含む予防接種活動。但し、ポリオ・ワクチン以外のワクチンも購入する場合に限られます。

2．グローバル補助金は地区補助金でのできないことに加えて、以下の目的にも使用することができません。
   a．ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト
   b．18歳未満の青少年の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）。
   c．人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅など、もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
   d．人道的プロジェクトに参加する協力団体の職員の旅費。
   e．ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
   f．主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
   g．個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。

グローバル補助金の報告

●プロジェクト完了後2ヵ月以内にオンラインで提出します。
●長期にわたる場合、1年ごとに中間報告を出します。
●補助金の残額はロータリー財団に返却します。これはWFに組み入れられます。仮に財団から受け取ったWF以上の額を返還する場合、上回った額は提唱者に戻されます。

最終報告に記載する必須事項

1．プロジェクトの成果
2．ロータリアンのプロジェクトへの監視、管理、参加活動
3．収支報告
4．収支報告の裏付けとなる銀行通帳
5．第3者による財務監査（financial assessment）がない場合、明確に要請された場合、領収書の写し
6．領収書の写し（場合によっては原本が要求されます）と収支報告は相互に参照できるようになっていなければなりません。
7．受益者への影響

締切日前に正確な報告書を提出できなかった場合、当該プロジェクトの主たる実施地の提唱者と海外の援助提供者の両方とも、満足のいく報告書を提出するまで、以後グローバル補助金を受け取ることができません。（2013年10月管理委員会決定）

1）職業研修チーム（VTT）

VTTは、1965年に始まった研究グループ交換（GSE）に見られるように、長年にわたるロータリーの職業研修への取り組みを土台としています。若い専門職業人が海外で職業の実践風景を見学するというGSEの概念を引き継ぐVTTは、さらに一歩進んで、メンバーが自分の職業スキルや知識を生かして奉仕に参加する機会を提供しています。実地参加の程度はチームによって異なりますが、例えば、心臓外科手術と治療について医師や看護師を研修したり、幼児教育に関するベストプラクティスを学んだり、新しい灌漑技術を農家に指導するなど、さまざまな活動が可能です。効果的なVTTの実施により、地域社会の人々が自力で問題を解決し、生活を改善する力を身に付けることができます。

A）一般的な基準

1．チームは人道的ニーズに応えて、重点分野の範囲で自らの職業技能を高めるか、他の人に専門的な研修を行わなければなりません。
2．チームは、重点分野の一つを学び、または教えることによって能力開発を実証しなければなりません。また、ロータリー財団が承認した教育機関、団体、法人、事業体と提携しても差し支えありません。
3．チームは、明確な目的、趣旨の提案、明確な持続成果、準備計画を備えていなければなりません。
4．チーム・メンバーの個人的旅行は、そのメンバーの負担です。1件の補助金で、一つまたは複数のチーム支援に使えます。
5．派遣側の提唱者は、チーム・メンバー選考のための委員会を設置します。クラブが提唱者の場合、クラブ会長が、地区が提唱者の場合、地区ガバナーが、委員長を務めます。
6．すべての補助金プロジェクトは所定の期限内に実施されなければなりません。

B）チームの構成と基準

1．チームは、高度な資格を備えた専門職のチーム・メンバーとチーム・リーダーによって構成されます。チーム・リーダーはロータリアンであることが望まれます。但し、ロータリアン以外の人がチーム・リーダーを務めるメリットを補助金申請書で明確にすることができれば、ロータリアン以外の人がチーム・リーダーを務めても構いません。
2．職業研修チームは、経験豊かなチーム・リーダーと少なくとも2名のチーム・メンバーによって構成されます。チーム・メンバーの総数についての上限はありません。
3．申請者は、重点分野の一つに経験や専門知識のあることを示し、できれば、重点分野に関連があると認められている専門職務か事業に雇用されていることが望まれます。
4．すべての申請者は、海外旅行、職業研修中の活動に十分参加できるだけの健康条件を満たしていなければなりません。
5．チーム・メンバーの親族が同一チームにいても差し支えありません。但し、すべての資格条件を備えていなければなりません。
6．チーム・メンバーは、研修の往復とも、グループとして行動するよう強く要請されています。但し、チーム・メンバーの出発時期や帰国時期をずらすことが人道的目標に最もかなう場合は、それも許容範囲です。

C）参　加

1．すべてのチーム・メンバーは、クラブ、地区、多地区レベルで組織した出発前のオリエンテーションに出席しなければなりません。
2．すべての研修チームは、ロータリーに関連のあるプレゼンテーションをし、奉仕活動または地域プロジェクトに参加しなければなりません。

◇海外のパートナー（協同提唱者）を探すには

VTTのパートナー探しにあたり、財団の職員が地区を援助することはありません。従って、地区は、ProjectLINK、地区補助金のVTTパートナー・フォーラム（District Grant VTT Partner Forum）、LinkedIn、グローバル補助金のウェブサイトを利用したり、ロータリーの国際会合やプロジェクトフェアでほかのロータリアンとの協力関係を築くよう奨励されています。

・職業研修チーム（VTT）活動報告

グローバル補助金事業　＜補助金番号　GG1868132＞

＜派遣メンバー＞　９名(吉川先生含む)

チームリーダー	竹山　廣光	名古屋市立大学病院
	長谷川　千尋	名古屋市立東部医療センター
	若杉　健弘	名古屋市立西部医療センター
	柳田　剛	名古屋市立大学病院
	塩田　有史	愛知医科大学病院
	田村　秀代	平岩病院
	木下　輝美	藤田医科大学病院
	山下　達也	三重北医療センターいなべ総合病院

＜受入メンバー＞　８名

ガバナー補佐	Kunasantar Mayandy
チームリーダー	Dr.P.K.Rajesh
	Dr.Kirthi Jayarajah
	Dr.Ismaliza Ismail
	Dr.Yasmin Mohamed Gani
	Suhaily Othman
	Rosnani Basir

今年度はマレーシア（3300地区）との医療研修事業を行いました（グローバル補助金事業）。まずは2019年2月にマレーシアより医師や看護師5名の研修チームを当地区に招聘し、名古屋市内の病院を中心に合計６つの病院で「院内感染の予防・管理」について研修を行いました。

その後、4月末から5月初旬にかけて2760地区の医療研修チームを現地に派遣しました。メンバーは名古屋市立大学の竹山廣光名誉教授をリーダーに名古屋市立大学病院や名古屋西部医療センター、名古屋東部医療センター、藤田医科大学病院等の医師や看護師、薬剤師等合計8名。現地ではマレーシア政府との共同事業として参加者650名以上の「全国感染予防＆管理シンポジム」を開催し、その後現地の4病院で院内感染の予防管理について研修を行いました。お互いに研修で得た知識や経験を共有し、それぞれの地域での医療サービスの向上につとめてもらいます。

受入れ：　2019年2月23日～2019年3月3日
派　遣：　2019年4月27日～2019年5月6日
事業費：　US$91,070
(DDF US$45,535　WF US$45,535)

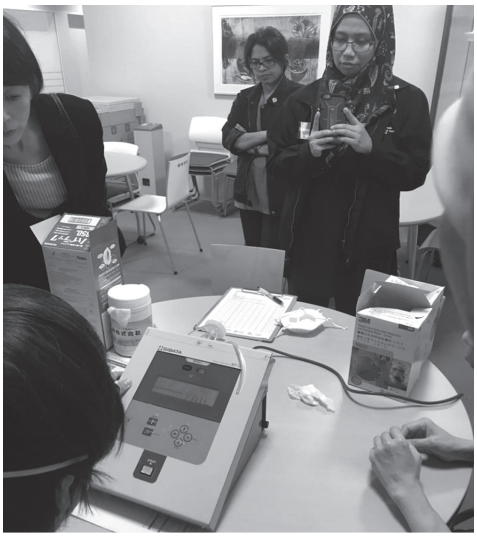
日本での事前研修－1

日本での事前研修－2

マレーシアでの実践研修 (1)

マレーシアでの実践研修 (2)

2） ポリオ・プラス

1. ポリオプラスとは (Polio Plus)

（1）概要（Brief Overview）

ロータリーは1979年に初めてポリオのプロジェクトに携わった。フィリピンの600万の児童にポリオの予防接種をするという5カ年間の誓約だった。これが、保健、飢餓追放および人間性尊重（3-H）プログラムの最初のプロジェクトで、国際ロータリーの75周年基金から補助金が授与された。

1980年代初めに、ロータリーは史上最も意欲的なプログラムを計画し始めた。世界中の児童にポリオの予防接種をしようというプログラムである。ロータリーは、故アルバート・セービン博士の助言と支援を得て、1985年にポリオプラス・プログラムを設けた。ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の五つをプラスして、同時追放を目的としているためポリオプラスと呼んでいたが、ポリオプラスの『プラス』は最初の頃と意味が変わって、現在は、世界的なポリオ撲滅運動がもたらした遺産のことを指している。

管理委員会は、ポリオプラスにプラスがついていることは認識しているが、ポリオ以外のワクチンや予防接種活動に、ポリオ制圧と撲滅のための寄付金を使わない、と決定している（財団章典 12.020. General Policies）。ポリオプラスの資金はポリオ以外のワクチンやリハビリテーション、ポリオ後症候群には使えないが、他のロータリー財団の人道的プログラムの下で、利用できると考えられている。

1985年にポリオプラス・プログラムを開始して以来、ロータリーはポリオ撲滅を組織の最優先項目としてきた。世界ポリオ撲滅推進活動のパートナー団体とともにロータリーが活動を開始した1988年には、125カ国で35万件以上の発症が確認されていたが、以来、25億人以上の子どもにポリオの予防接種を行い、発症数は99.9%減少している。

ロータリーは1985年以来、ポリオ撲滅活動に17億米ドル以上の資金（ビル＆メリンダ・ゲイツ財団からの上乗せを含む）を投入している。

また、アドボカシー（政府への働きかけ）を通じて、ドナー国政府からの72億米ドル以上の資金確保に貢献している。

●ポリオが今も残る国は3カ国だけなのに、なぜ15億米ドルも必要？

ポリオ撲滅まであと15億米ドルが必要とされている。なぜ資金が必要なのか。ポリオを撲滅するには、野生株ポリオ・ウイルスによる発症が起きている3カ国（パキスタン・アフガニスタン・ナイジェリア）でウイルスの感染を断ち切らなければならない。さらに、既に「ポリオフリー」となった国にウイルスが流入しないようにする必要がある。ウイルス流入のリスクが高い国々（最高60カ国）では、現在も子どもへの大規模な一斉予防接種キャンペーンが行われている。すべての子どもがポリオにおびえずに暮らせる日が来るまで、活動をやめるわけにはいかない。

ポリオを完全に撲滅しない限り、今後10年間に新たな発症数が世界で20万件に上ると推定されている。

ロータリーは2017年6月のアトランタでのロータリー国際大会で7月1日から向こう3年間で1億5,000万米ドル（毎年5,000万米ドル）を約束した。ビル＆メリンダ・ゲイツ財団との倍額を上乗せマッチングと合わせて4億5,000万米ドルとなる。さらに28の国、組織、企業、個人からポリオ撲滅への誓約が発表され誓約総額は2017年8月には13.6億米ドルとなっている。新しい資金は、サーベイランス（監視活動）、発生への対応、年間4億人以上の子どもへの予防接種といったポリオ撲滅活動に役立てられる。ポリオ撲滅がいよいよ現実になる日が近づいていている。

(2)「ポリオ」という病気

ポリオ（急性灰白髄炎）は非常に感染性の高い病気であり、特に感染しやすいのは5歳未満の子どもである。日本では一般に「小児まひ」と呼ばれることもある。

ポリオウイルスは人から人へ感染し、最も多いのは汚染水を通じた感染で、神経系を侵すこともあり、これによって身体の麻痺を引き起こす可能性がある。ときには死に至ることもあり、治療法はないが、ワクチンで予防が可能である。

ロータリーとそのパートナー団体は、これまで世界中25億人以上の子どもにワクチンを投与する活動を行ってきた。

(3) ポリオプラスの意味

1985年にロータリーがポリオプラスを開始した時、「プラス」という言葉は、ポリオ撲滅の取り組みが、子どもの間に流行する他の5種類の伝染病（はしか、結核、ジフテリア、百日咳、破傷風）の予防接種にも広がるだろうという考えを表していた。時とともに、ポリオ撲滅の取り組みによる恩恵は増えてきた。

ポリオワクチンを投与するキャンペーンでは、ビタミンAのサプリメントを配布するといった健康面から命を救う手段が生まれた。ワクチンを運搬、保存するための新しい物流方法により、発展途上地域での感染症との闘いが以前より容易になった。

また新たなポリオ発症の発見を目的とする研究所や診療所の巨大なネットワークによって、ポリオだけでなく、ほかのウイルスの感染状況も監視できるようになった。加えて、ロータリーが立ち上げに寄与した世界ポリオ撲滅推進計画（GPEI）は、世界的な保健問題に取り組むための官民パートナーシップの手本として国際的に知られている。**このように、ポリオプラスの「プラス」は、ポリオが常在する3カ国での感染抑止にとどまらず、ポリオがこの世からなくなった後にも、ほかの感染症との闘いを支えていくインフラと協力態勢という遺産をも意味している。**

(4) 世界ポリオ撲滅推進計画（GPEI：Global Polio Eradication Initiative）

世界ポリオ撲滅推進計画（GPEI）は、ロータリー、世界保健機関（WHO）、ユニセフ、米国疾病対策センター（CDC）、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団、そして各国政府を含む官民共同の取り組みである。ロータリーは主に、アドボカシー、ファンドレイジング、ボランティアの動員、認識向上における重要な役割を担っている。

END POLIO NOW

・ポリオ・プラス活動報告

◇第６回ワールドフード＋ふれ愛フェスタ
「ポリオ撲滅」ブース活動報告

インターアクトのメンバーに
協力してもらってます

ポリオ撲滅について
子供達につないでいこう

写真撮影

皆さんでポリオ撲滅の為
頑張っています

3）ロータリー奨学基金

奨学金

ロータリー奨学生という用語は、グローバル補助金受領者を指すものとします。

グローバル補助金を使って、海外の大学院でロータリーの6つの重点分野のいずれかに関連する分野を学ぶための奨学金を提供できます。奨学金の期間は1～4年間であるため、学位取得を目的としてこの奨学金を利用することも可能です。奨学金候補者は、補助金の承認を受ける前に、留学先の大学院からの入学許可証明を提示する必要があります。

ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学生が国際親善使節としての責務を遂行することを義務づけていませんが、提唱クラブ／地区が奨学生にクラブ行事や奉仕プロジェクトへの参加を奨励することができます。

グローバル補助金による奨学金では、現金拠出またはDDF（地区財団活動資金）と、それに上乗せされたWF（国際財団活動資金）によって資金が提供されます。グローバル補助金は総予算が30,000米ドル以上でなければなりません。比較的高額な予算を組むことができることから、奨学金と人道的プロジェクトを組み合わせ、一口の大きな補助金申請の一部として奨学金を提供することも可能です。

A）一般的な基準

1．教育水準に関する条件を満たしている限り年齢は問いません。
2．奨学金の期間は大学院課程またはそれに相当するレベルの履修課程か研究の1年から4学年度。
3．教育機関または具体的専門学科は、ロータリー財団から承認されなければなりません。
4．適格の学科は、ロータリー財団の重点分野に限定されます。
5．地区補助金でもグローバル補助金でも、ロータリー平和フェローの専攻科目と同種または同一の分野でロータリーセンターのパートナー大学に入学できません。
6．奨学金には授業料、旅費、生活費、保険料、その他ロータリー財団承認の他の教育関連の費用が含まれます。
7．ホスト地区がホスト・カウンセラーを任命します。
8．奨学生が、ロータリー財団の書面による承認を事前に受けることなく、補助金から離脱したり、終結した場合、あるいは、ロータリー財団が補助金を取り消した場合、派遣側のクラブまたは地区は、奨学生が既に受け取った補助金をロータリー財団に返済するのを援助するよう期待されています。

B）奨学生の条件

1．奨学生は、ロータリー知識をもち、派遣と受け入れの両クラブと地区内で、諸活動や奉仕活動にしっかり参加しなければなりません。
2．奨学生は留学前にクラブ、地区、多地区合同のオリエンテーションに参加しなければなりません。もし然るべき理由なしに欠席した場合、失格となります。
3．奨学金**申請時**に、大学院レベルの大学の無条件（あるいは条件付き）入学許可書または大学院レベルの研究に関する招請状を提出しなければなりません。
4．奨学生は、受け入れ側のクラブまたは地区と協力して、派遣側のクラブまたは地区を通じて補助金を申請しなければなりません。

C）参　加

1．奨学生は、補助金授与と受諾の条件に従って、補助金を受け取る前、受け取っている期間中、終了後にクラブや地区の活動に参加するよう期待されています。
2．派遣と受け入れの両提唱クラブは、奨学生がクラブや地区の会合でスピーチしたり、奉仕プロジェクトに参加できるように、招請状を出さなければなりません。

・奨学基金・平和フェローシップ委員会　活動報告

◇2018-19年度　グローバル補助金奨学生

■ スポンサークラブ ： 名古屋東南ロータリークラブ
■ 重点分野 ： 平和と紛争予防／紛争解決
■ 留 学 先 ： サセックス大学（イギリス）
■ 研究内容 ： 紛争等における強制移動後の社会統合について
■ 期　　間 ： 2018年9月～2019年9月（1年1ヶ月）
■ 金　　額 ：
$43,302（DDF$21,651　WF$21,651）

山田　綾乃 さん

山田綾乃　略歴

中学生のころにアフリカの貧困と紛争の現状を知り、被害者の支援に携わりたいと考えるようになる。2016年1月より、紛争予防 を専門とする 国際NGO「日本紛争予防センター」で 南スーダン事業のプロジェクトマネージャーを務める。外務省による避難勧告が出される前、南スーダンにて孤児院などでモニタリングを行う。国連機関及び国際NGOでの活動と、同分野における国際的な基準を、理論と実践から身に付けることを目指す。2018年6月ロータリー財団本部に申請。同年8日の月に承認。

◇2018-19年度　グローバル補助金奨学生

■ スポンサークラブ ： 名古屋南ロータリークラブ
■ 重点分野 ： 経済と地域社会の発展
■ 留 学 先 ： マンチェスター大学（イギリス）
■ 研究内容 ： 国際協力・援助の世界において、今後どのような内容のプロジェクトがどのような方法で実施されていけば、援助の効果をより高めることができるのか
■ 期　　間 ： 2018年8月～2019年9月（1年2ヶ月）
■ 金　　額 ：
$63,617（DDF$31,809　WF$31,808）

市川　智也 さん

市川智也　略歴

大学にて履修したアフリカ研究の授業で、経済格差、貧困に衝撃を受け、アフリカの子供たちに給食を届けるNPOの活動に従事する。また政策や援助を通じた貧困削減の方法に対する考察を深める。
外務省が管轄する政府開発援助（ODA）の実施部隊である国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊のコミュニティ開発ボランティアとしてセネガルにて活動を行う。国際機関の政策立案者として多国間援助に従事し、アフリカ諸国、その中でも特に西アフリカ地域の経済発展、貧困削除に寄与することを目指す。2018年6月ロータリー財団本部に申請。同年8月に承認。

ロータリー平和フェローシップ

平和や紛争解決の分野で国際的に貢献できるキャリアに就きたいとお考えですか。ロータリーは毎年、世界各地の大学に設置されたロータリー平和センターで、平和と紛争解決の分野の修士号または専門能力開発修了証を取得するための奨学金を提供しています。このフェローシップで留学する人はフェローと呼ばれ、ロータリー平和センターを卒業した元フェローたちは、各国政府や、国連・世界銀行などの国際機関、国際司法裁判所などに就職し、平和構築の第一線で活躍しています。

◇フェローシップについて

ロータリーは毎年、世界中の候補者の中から、各ロータリー平和センターで学ぶフェローを選びます。フェローシップは、授業料と入学料、部屋代・食事代、往復交通費、インターンシップ／実地研修費に利用できます。フェローシップには、次の2つの種類があります。

◇修士号取得プログラム

	修士号プログラム	専門能力開発修了証プログラム
目　的	明日のリーダーを育成	今日のリーダーを強化
期　間	15～24カ月間 (提携大学により異なる)	3カ月
ロータリー平和センターの数	5	1
フェローシップの受領者数	最高50人（各ロータリー平和センターにつき10人まで)	最高50人（1～4月コースと6～8月コース、各コース25人まで)
実地研修	大学の長期休暇中、2～3カ月間の実践的なインターンシップ	カリキュラムの一環として2～3週間の実習

毎年、世界各地の名門大学で修士号（年に最高50人）または専門能力開発修了証（年に最高50人）を取得するためのフェローシップ（奨学金）が授与される。

ロータリー平和センター卒業者の進路

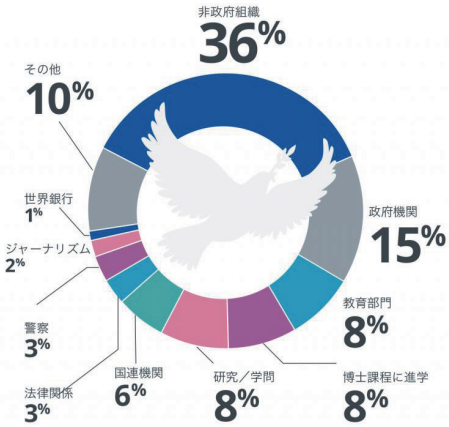

平和フェローの進路

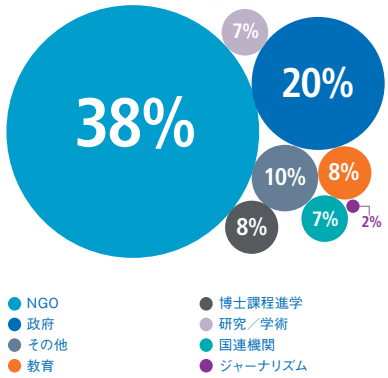

◇専門能力開発修了証取得プログラム

すでに平和・紛争解決の分野での経験がある社会人のために、毎年50名までに授与される奨学金。3カ月の短期集中型プログラムで、フェローはチュラロンコーン大学（タイのバンコク）で学びます。このプログラムでも、2～3週間の実地研修が行われます。

◇資格条件

ロータリーは、将来のキャリアを通じて平和と紛争解決に貢献していける優秀な人材を、世界中から募っています。選考基準は以下の通りです。

- 職業や学業における業績、個人的活動、社会奉仕活動を通じて、国際理解と平和に対する熱意と献身を明らかに示していること。
- 学士号またはそれに相当する学位を有していること。優秀な学業成績を修めていること。
- 関連する分野での職務経験：
  - 修士号取得プログラムの場合：
    有給･無給を問わず、関連分野において少なくとも合計3年間のフルタイムの職歴を有していること。
  - 専門能力開発修了証取得プログラムの場合：
    フルタイムで中級職や上級職に就き、関連分野において少なくとも5年の職歴を有していること。
- 英語に堪能であること（両プログラム）および第2外国語能力（修士号取得プログラム）

◇申請の際の制限事項

修士号取得フェローシップの場合、以下のカテゴリーに該当する人は申請できません（ただし、以下のカテゴリーに該当する人も、専門能力開発修了証プログラムには申請することができます。選考された場合は、プログラム参加に必要なすべての経費を自己負担しなければなりません）。

- ロータリアンと名誉ロータリアン
- ロータリークラブ、ロータリー地区、国際ロータリー、あるいはその他のロータリー関連団体の職員
- 生存する上記の配偶者、直系卑属（血縁による子または孫、入籍している養子）とその配偶者またはその尊属（血縁による両親または祖父母）
- クラブを退会してから36カ月未満の元ロータリアンと上記に当てはまるその親族

さらに、専門能力開発修了証プログラムのフェローまたはロータリーの元国際親善奨学生が、平和フェローシップの修士号プログラムに申請する場合、それぞれのフェローシップ／奨学金の終了から最低3年が経過していなければなりません。

また、修士号を取得したロータリー平和フェローが、専門能力開発修了証プログラムに申請することはできません。

◇申請方法

まず最初にオンラインで、推薦ロータリー地区のカウンセラーとの協力方法や、申請に必要な資料などに関する情報を確認してください。地元のロータリークラブへの申請期日はクラブによって異なります（通常は3～6月）。国際ロータリーに申請書を提出する期日は、7月1日です。

申請手続の詳細は、ＲＩウェブサイト、もしくは地区ＨＰのロータリー財団委員会を参照ください。

◇ロータリー平和センターの支援方法

現在、ロータリー平和センター・プログラムを恒久的に支えるため、2015年までに1億2,500万ドルの寄付を集める活動が進められています。基金の名称に寄付者の名前を付けることができる冠名基金の寄付方法もあります。

・奨学基金・平和フェローシップ委員会　活動報告

◇2018年ロータリー平和フェロー

■ スポンサークラブ ： 尾西ロータリークラブ
■ 留 学 先 ： ウプサラ大学（スウェーデン）
■ 期　　間 ： ２０１８年9月～２０２０年6月

辻坂　文子 さん

辻坂文子　略歴

大学卒業後、2002年国境なき医師団日本に就職し活動した他、青年海外協力隊に参加してベナン共和国での村落開発普及活動に従事した。2009年イギリス、フランスに留学し、2010年人道援助プログラム修士号を取得した。
その後も国境なき医師団日本から派遣され、南スーダン、コンゴ、民主共和国、中央アフリカ、ハイチなどの諸国で人道援助プログラムの運営に従事してきた。

5）学友会

ロータリー財団学友とは、元国際親善奨学生、元研究グループ交換チーム・リーダーとチーム・メンバー、元ロータリー平和フェロー、元大学教員補助金受領者、元ロータリー・ボランティア（個人向け補助金/ボランティア奉仕活動補助金受領者）、世界社会奉仕助成金（Discovery　Grant）で旅行したことのある人、**グローバル補助金とパッケージ・グラントの奨学金、職業研修チーム、人道的プロジェクトの旅行に参加した人**と定義されています。（2013年1月の管理委員会決定）

さらに、地区補助金を通じて資金を得た人も、**地区ガバナーや地区ロータリー財団委員長などのロータリアンが**、その氏名をロータリー財団に報告すれば、財団学友とみなされます。

学友が帰国後もロータリーとの絆を持ち続けると言う意味でも、各地区または多地区で学友会（Alumni Association）を結成することが望まれています。

6.ＲＩ第 2760 地区における参加資格要件

地区がロータリー財団の補助金を受領するには、その前に参加資格の認定を受ける必要があります。また、グローバル補助金を申請するクラブも地区から参加資格の認定を受ける必要があります。当地区では地区補助金を申請するクラブにも参加資格を取得していただくことにしています。地区とクラブは認定手続きを通じて、財務管理面での義務について理解し、これを適切に果たすことができます。

参加資格要件

1．**「地区とクラブ間の覚書（ＭＯＵ）」**の締結
2．クラブは地区主催の**「ロータリー財団セミナー」及び「補助金管理セミナー」**には、地区が定めた人数以上の出席をします。ただし、やむを得ない場合は1人以上の出席が資格です。
3．補助金専用口座
クラブは補助金事業を行うに当たり、**補助金専用口座（無利息型普通預金）**を開設します。
4．補助金事業の申請数
クラブは地区補助金事業及びグローバル補助金事業において、**事業年度につき各１件**申請することが出来ます。ただし、グローバル奨学金事業、職業研修チーム事業はこの限りでありません。

7. 地区補助金

地区独自の制約事項

1．事業の申請
事業の申請は当該年度前年の1月から3月末とします。
申請予算は一式計上でなく、明細を記入します。
2．事業の執行
事業の執行は原則として当該年度の7月から2月末までとします。補助金のロータリー財団への報告は地区からの一括報告で、報告がCloseされないと次の補助金が受けられなくなりますので、クラブが報告書を作成する期間を前倒ししました。
但し、事業の性質上2月末に終了できないことはわかっている場合は事前に補助金委員会に相談ください。事業に遅延が発生した場合も速やかに報告ください。
3．補助金の支給額
　a．**補助金の額はクラブ拠出額を超えてはいけません。**
　b．補助金支給**上限額は最高1,000,000円**とします。
　補助金額は、当該年度に使用できるＤＤＦ又は当該年度に申込まれた補助金総額等によっては変動する場合があります。その場合はクラブにその旨を速やかに通知します。
　c．補助金支給算出に使用する年度の年次寄付貢献率が**0.8以下**のクラブは原則として**支給額は８割**に減額された金額を支給額とします。また貢献率が1.2以上の場合は原則として1.2を上限とします。

地区補助金のスケジュール

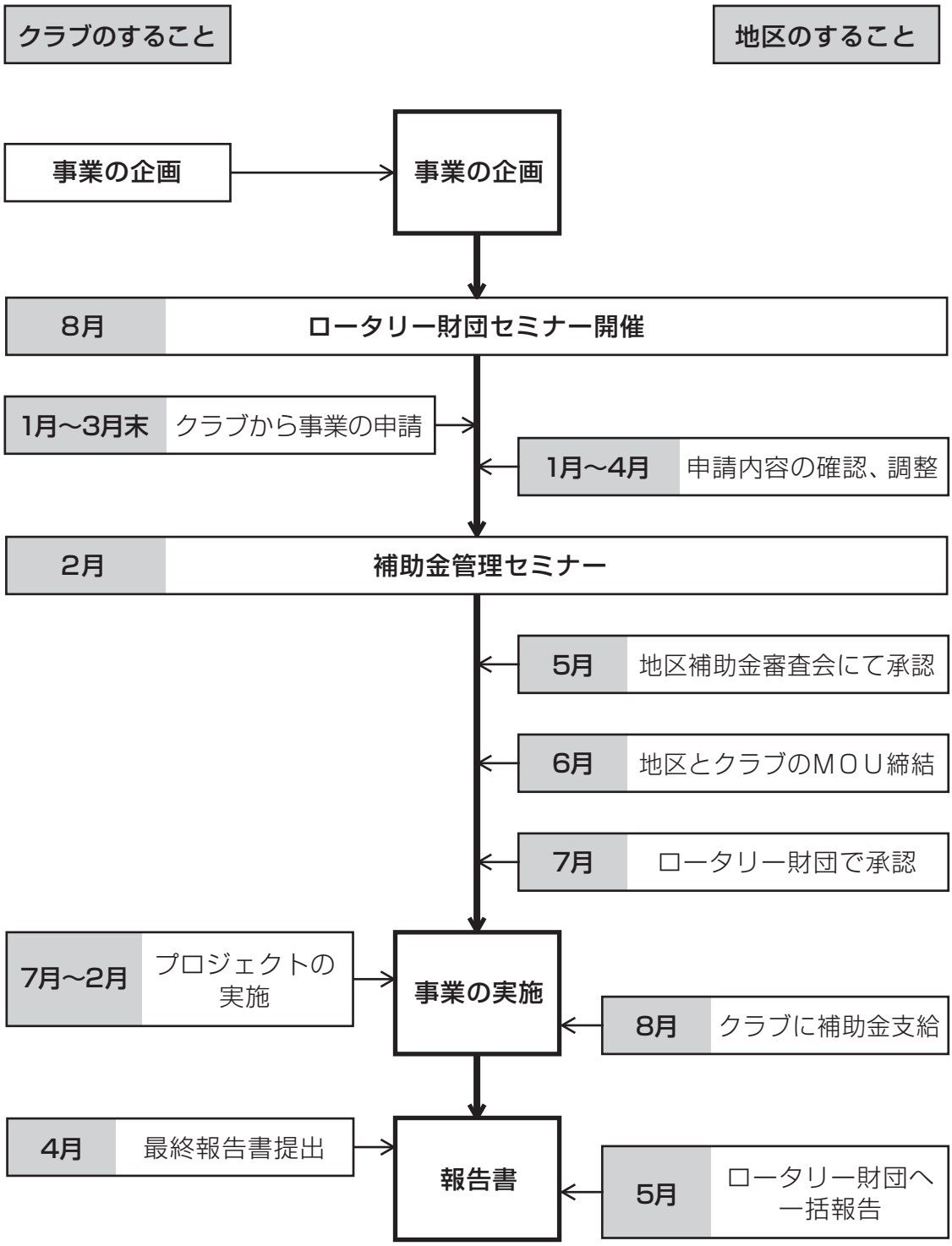

8. グローバル補助金

グローバル補助金は基本的に、クラブがロータリー財団に直接申請するものです。しかし、補助金資金となるＤＤＦは地区にて管理しています。グローバル補助金申請書の記入を始める前に、**グローバル補助金事業提案書**を提出し、プロジェクトの内容と資金調達方法について地区ロータリー財団委員会、補助金委員会と話し合うことをお願いします。

地区独自の制約事項

グローバル補助金の使用条件は第1章をお読みください。

1．補助金事業の規模
　a．事業は**30,000（米ドル）以上**でなければいけません。
　b．地区が補助するＤＤＦからの金額は**50,000（米ドル）まで**とします。
2．補助金事業の年間可能実行件数
　グローバル補助金は通年で申請を受け付け、通年で事業開始できます。しかしながら、ロータリー財団の取決めで、**1クラブまたは1地区で事業を同時に行っている数が10件まで**と決まっています。従って、その次に決定するには1事業が終了し、報告書の認定を受けた後になります。
3．グローバル補助金奨学生
　a．奨学生のロータリー財団への申請人数は**毎年度5名まで**とします。
　b．奨学生へ地区が補助するＤＤＦからの支給額は**30,000（米ドル）**までとします。
　　但し、当該年度に使用できるＤＤＦ等変動要素がありますので、毎年公表します「募集要項」をご覧ください。
4．グローバル補助金職業研修チーム（ＶＴＴ）
　職業訓練チームへの地区が補助するDDFからの支給額は**50,000（米ドル）まで**とします。

グローバル補助金の受付までのステップ

A．グローバル補助金の受付は随時行います。
B．クラブはプロジェクトを企画・立案する際に、添付資料「ロータリー財団　地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」、「重点分野　基本方針」を参照し、プロジェクトがこの条件を満たしているかを確認してください。また、「持続可能なプロジェクトの立案」を参照し、プロジェクト実施国の地域社会のニーズ、物資とテクノロジーの調達、資金源等を調査・確認して下さい。
C．クラブは申請書を提出する前にまず地区補助金委員会グローバル補助金チームにグローバル補助金事業提案書を提出し、相談をして下さい。グローバル補助金の対象となるプロジェクトを立案するための様々なアドバイスや申請書作成の支援を行います。
D．更にクラブはホスト・スポンサー（プロジェクト実施国のロータリークラブ）の名前や担当者等の氏名、プロジェクト収支（収入となるクラブ拠出金、地区DDF、WFの資金構成と支出となるプロジェクト費用の決定）も確定しなければなりません。そのために見積を取る必要があります。見積書の宛先はロータリークラブ（実施国または援助国）であることが必要です。

注1．ホスト・スポンサーであるロータリークラブがMOUを締結していない場合、MOUの締結を促して下さい。

注2．ロータリアンが経営する会社を業者として採用する場合は選定プロセスの公正さと透明性を保つため、クラブは適正な入札手続きが行われたことを示す証拠書類を提出する必要があります。

E．グローバル補助金チームの支援のもと地区補助金委員会にDDF申請書を提出していただきます。（見積書の添付は必須となります）

F．地区補助金委員会でDDFの使用が承認されたらクラブはオンラインでグローバル補助金の申請を行います。

G．グローバル補助金のオンライン申請に関してもグローバル補助金チーム全面的に支援致します。

H．オンライン申請の入力が完了するとガバナーと地区ロータリー財団委員会が承認を行います。（入力が終了した時点でガバナー、地区財団委員長に自動的にメールが送られます）

I．TRFが申請書の内容を確認し質問事項がある場合、担当者にメールで問合せが行きます。（質問の回答に関してもグローバル補助金チームがアドバイス致します）

J．TRFが承認の前にプロジェクト担当者に対して最終確認のメールが行きます。担当者はオンライン画面でチェックを行います。

K．TRFでは、すべての書類が整い、クラブからの拠出金が一度TRFに振り込まれますと、クラブからの拠出金と補助金が合算され、クラブの専用口座に振り込まれます。

L．基本的には、補助金の支給日より１年間以内にプロジェクトを終了し、最終報告書を提出することになりますが、１年を超える場合には、中間報告書を提出すれば、引き続きプロジェクトを継続させることができます。

M．プロジェクトは、最終報告書を提出し、TRFからのファイルクローズの連絡を受けて、終了となります。

N．ファイルクローズされた最終報告書を地区補助金委員会に提出します。

グローバル補助金の実行までのステップ

STEP１　グローバル補助金申請事業の立案
STEP２　補助金委員会に相談（グローバル補助金事業提案書を提出）
STEP３　協議⇒日本事務局に事前相談（補助金委員会）
STEP４　申請書の提出（オンラインで提出）
STEP５　ロータリー財団より質問
STEP６　ロータリー財団より承認
STEP７　最終確認、クラブ拠出金の振込み
STEP８　６ヶ月以内にロータリー財団よりグローバル補助金が支出
STEP９　事業実施
STEP10 ロータリー財団及び地区補助金委員会に中間報告・最終報告の提出（オンライン）

グローバル補助金のスケジュール

STEP１

グローバル補助金
申請プロジェクトの立案

①プロジェクトの決定
②実施国のホスト・スポンサーの決定
③地域のニーズ調査
④資金調達計画（クラブ、DDF、WF）
⑤見積書の取得

→

STEP２

補助金委員会に
DDF申請書の提出

①グローバル補助金チームへ相談
②グローバル補助金事業提案書を提出
③DDF申請書の提出
④見積書のコピー

→

STEP３

補助金委員会で承認
DDF支給額の決定

→

STEP４

申請書の提出
（オンラインで提出）

→

STEP５

TRFより質問

→

STEP６

TRFより承認

→

STEP７

最終確認、
クラブ拠出金の振込

→

STEP８

６ヶ月以内に
GG補助金の支給

→

STEP９

プロジェクトの実施

→

STEP１０

TRF、地区補助金委員会に中間報告書／最終報告書の提出（オンライン）
（プロジェクトが１年を超える場合は中間報告書の提出が必要）

9. 補助金の管理及び会計処理

補助金については、管理の面で特に留意が必要となりました。補助金の誤用と不適切な管理の場合、制裁措置を受けることもあります。ここでは重要なポイントを列記します。

１．帳簿作成並びに保存義務と会計監査の実施
- 帳簿作成が義務化され、さらに関係証憑を5年間保存することも義務化されています。
- 全ての領収書及び振込通知書の受領と保存
- 事業（プロジェクト）終了後3年以内にＲＩ財団から派遣された監査人による会計監査が実施される場合があります。

２．
- 地区財団委員会では、帳簿作成に資するエクセル版の「補助金管理簿ファイル」を作成し、配布しています。
- 「補助金管理簿ファイル」内の**「預金出納帳（記入用）」だけは必須**としています。（総勘定元帳の作成が必要です。）
- **最終報告書に添付してこの「補助金管理簿ファイル」も提出**していただきます。

３．専用口座の開設

・**補助金の受領には、専用口座の開設が義務化されています。**
専用口座がないと補助金を受け取れません

・専用口座⇒**無利息型の普通預金**の開設

・専用口座の年度毎の引継ぎにおいて、**口座の管理引継確認書**を毎年作成し（P59参照）、10年間保存しなければならない

４．補助金事業（プロジェクト）の写真

・補助金事業（プロジェクト）を実施した時に、その**写真を最低１０枚**（多ければ多いほど可）必ず撮影して、証憑類と共に保存してください。

・確実に補助金事業（プロジェクト）を実施した証拠となりますので、最終報告書へ添付して地区財団委員会へ提出いただきます。

５．外国に対する補助金事業

外国に対する補助金事業の報告書については、次の諸項目を最終報告書に添えて提出してください。

・**日本円にレート換算した報告書**（レートは補助金受領時のロータリーレート）

・支払先が外国の場合は、**現地の証憑類と突合可能な和訳の支払報告書の提出**が必要。

・専用口座から**現金を引き出して現地に持参した場合は、顛末書を必ずプロジェクト責任者が責任を持って作成し**提出しなければいけません。

６．報告書提出義務

・**補助金事業（プロジェクト）終了後２ケ月以内に地区財団委員長宛に最終報告書を提出**しなければなりません。

① 最終報告書
② 領収書等証憑類の写し
③ 予算書と決算書（一式計上でなく明細を記入）
④ 写真（JPEG方式）
⑤ 専用口座の写し
⑥ 補助金管理簿ファイル
⑦ 外国事業⇒領収書、報告書等の和訳
必要に応じ顛末書

※地区補助金の場合、**「地区補助金最終報告書チェックリスト」**も提出してください。

７．未消費の補助金の返還義務

・**未消費の補助金は、地区Ｒ財団委員会を通してＲＩ財団へ返還しなければなりません。**
当地区では、当該事業は、まず財団補助金から支出がされたと考え、次に各クラブからの拠出金を事業に充てたと考えることにしています。ただし、次の8の制約条件があります。
（注）「補助金管理簿ファイル」の中の「注意事項＆補足事項」をご参照ください。

８．事業総額の２分の１を超える補助金

・当地区では地区補助金は原則として事業総額の２分の１以下と定めていますので、**２分の１を越える地区補助金は地区への返金しなければなりません。**但し、当該年度の諸条件によって変更される場合もあります。

・返金された地区補助金は、地区Ｒ財団委員会を通してRI財団へ返金することになります。

補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法

第２７６０地区財団委員会は、中間報告書や最終報告書を精査し、補助金資金の不正使用や不適切な管理が疑われた場合、地区ロータリー財団監査委員会から補助金資金の不正使用や不適切な管理が疑われれる事案の報告を受けた場合並びにクラブの覚書（MOU）6.に基づき、補助金関連の活動で資金乱用や不正行為が疑われ、クラブが地区に報告してきた場合、次の手順に従って是正措置を講ずるものとする。

【是正措置の手順等】

１．地区財団委員会は、速やかに当該クラブに実態調査に行かなければならない。
２．当該クラブは、地区財団委員会の実態調査に協力しなければならない。
３．1の実態調査の結果、補助金資金の不正使用や不適切な管理が認められた場合、地区財団委員会は次の手順に従って是正措置を講ずるものとする。

（1）関係機関への報告

地区財団委員会は、地区ガバナー、地区ロータリー財団監査委員会、国際ロータリー日本事務局並びにRIロータリー財団へ、補助金資金の不正使用や不適切な管理の事実を報告しなければならない。

（2）是正措置の要請

地区財団委員会は、当該クラブに対し、補助金資金の不正使用や不適切な管理が生じた原因の報告、今後不正等が生じないための是正措置をいかに講ずるか、不正額等の弁済額並びに会長、会長エレクト並びにプロジェクト責任者連名の申立書の提出を要請しなければならない。

当該クラブは、この要請に速やかに応えなければならない。

当該要請が実施されるまで、当該クラブの新たな補助金申請は受け付けることができない。

４．3の是正措置後の手順

当該クラブから3の是正措置が実行された場合、地区財団委員会は当該クラブにおいて是正措置が実行されたことを、地区ガバナー、地区ロータリー財団監査委員会、国際ロータリー日本事務局並びにRIロータリー財団へ、速やかに報告しなければならない。

第3章　資金推進委員会

・寄付と認証

ロータリアンはポリオ撲滅活動やロータリー平和センター、重点分野の支援など様々な活動を通じて、世界をよりよい場所にするため、世界各地で活躍している。このような活動と寄付はいわば車の両輪のようなもので、どちらが欠けても先には進めない。

寄付に対して、感謝の気持ちを表すために、ロータリー財団からはさまざまな認証の機会が用意されている。寄付者とすぐ分かるように着用できるピンなどが贈られる。

寄付額は年々累計を算出される。

なお、各種寄付はオンラインでＲＩウェブサイトからクレジットカードを利用しての寄付とクラブ経由での寄付ができる。いずれも公益財団法人ロータリー日本財団を通してのロータリー財団への寄付に対して日本の法律に基づく税制上の優遇措置が受けられる。

クラブの年次基金目標を達成するために、認証レベルを上げるために、ポール・ハリス・ソサエティ会員を増やすなど、様々な工夫、活動をされ、尽力しているロータリアンの芯にあるものは、**「世の中をよくしたい」**という想いではないだろうか。

Because of you, the world is a better place.

＜寄付・認証についての問い合わせ先＞
国際ロータリー日本事務局 財団室
E-mail：rijpntrf@rotary.org ／ FAX：03-5439-0405
電話番号：03-5439-5805

1. 寄付の分類　(Contribution Classification)

ロータリーは、ガバナーが、地区ロータリー財団委員会、地区研修・協議会、地区とクラブの財団セミナー、クラブ訪問などの正規の経路を通じて、ロータリアンとクラブによるロータリー財団への寄付の重要性を強調するよう提案している。

財団補助金の継続的な発展を支援するために、毎年、ロータリー財団の年次基金に寄付することがすべてのロータリアンに奨励されている。ロータリアンはまた、遺言や資産計画に、恒久基金への贈与の旨を記載することを考慮するよう奨励されている。

金額を問わず、年次基金、ポリオプラス、恒久基金、その他指定の基金に寄付することができる。

(1) 年次基金 (Annual Fund)

「年次」というのは“毎年続ける”ということで、財団の「Every Rotarian, Every Year」の取り組みを通じて寄せられる寄付である。ロータリークラブや地区が地元で奉仕プロジェクトを実施したり、奨学金を提供したりするための補助金として活用されるほか、国際的な取り組みを支える大切な資金となる。2016-17 年度は 1 億 4,200 万米ドル寄付が集まった。寄付金は、寄付の約 3 年後に使われる。年次基金への寄付は、以下の寄付者認証の対象となる。

- 「財団の友」会員
- ポール・ハリス・フェロー
- ポール・ハリス・ソサエティ
- メジャードナー
- アーチ・クランフ・ソサエティ

(2) 恒久基金 (Endowment Fund)

恒久基金は、ロータリーの活動を末永く支えるための基金である。基金の投資収益の使用可能な分は、年次基金を補足するとともに、ロータリーの優先項目を恒久的に支援する。2016-17年度の恒久基金は2,840万米ドル集まった。

通常、現金寄付や計画寄付などのかたちで寄せられ、以下のような方法がある。

- 遺贈
- 生命保険
- 有価証券
- 不動産

恒久基金へのご寄付は、以下の寄付者認証の対象となる。

- ベネファクター
- メジャードナー
- アーチ・クランフ・ソサエティ

(a). 恒久基金の冠名基金 (Named Endowed Funds)

恒久基金に累計25,000米ドル以上の寄付が寄せられた場合、冠名基金は金額に応じた使途を選択して、寄付者の名前、または特定の方の名前を冠した基金を設立できる。

なお、グローバル補助金に関する冠名基金については、P.120の表を参照のこと。

詳細：https://www.rotary.org/ja/rotary-endowment

(3) ポリオプラス基金 (PolioPlus Fund)

ポリオを世界から撲滅するという目標の支援のための寄付である。2016-17年度のポリオプラス基金は1億790万米ドル集まった。ポリオプラス・パートナー補助金を含むと撲滅活動に投入された資金は1億830万米ドルであった。ロータリーはポリオ撲滅のために2017年より向こう3年間毎年5,000万米ドルの寄付を約束している。

(4) その他の寄付 (Restricted Giving)

(a). 冠名指定寄付 (Term Gift)

ロータリアンやロータリーの支援者は、寄付金を直接に使用するかたちで（通常は寄付の翌年度)、グローバル補助金かロータリー平和センターを指定して寄付ができる。この寄付には、以下の方法がある。

●グローバル補助金

- 15,000米ドル：1つの重点分野への一般的な支援のための1度限りのご寄付
- 30,000米ドル：活動参加地区と一つの重点分野を支援する1度限りのご寄付

＜グローバル補助金の冠名基金＞

分　類	説　明
50 万米ドル以上 カスタマイズされたグローバル補助金冠名基金※	カスタマイズされた冠名基金を設立する際に、次の条件から３つまで指定できる。 １．活動の種類（人道的プロジェクト、奨学金、職業研修チーム）　２．重点分野　３．地区　４．活動地域（アフリカ、アジア、南米など）
25 万米ドル以上 カスタマイズされたグローバル補助金恒久基金※	カスタマイズされた冠名基金を設立する際に、次の条件から２つまで指定できる。 １．活動の種類（人道的プロジェクト、奨学金、職業研修チーム）　２．重点分野　３．地区　４．活動地域（アフリカ、アジア、南米など）
15 万米ドル以上 活動種類別のグローバル補助金冠名基金	カスタマイズされた冠名基金を設立することにより、人道的プロジェクト、奨学金、職業研修チームのいずれかの補助金を支援できる。
25,000 米ドル 冠名基金	国際財団活動資金（WF）、シェア、ロータリー平和センターに対する一般的な支援、またはロータリーの６つの重点分野のいずれかのグローバル補助金への一般的な支援に活用される。

※冠名基金の設置にはロータリー財団からの承認が必要となる。
冠名基金の投資収益の一部のみが、毎年プログラムのために活用される。

●ロータリー平和センター

第５章（3）ロータリー平和フェローシップへの支援の「ロータリー平和センター冠名基金」（P.101-102）を参照のこと

(b)．グローバル補助金への現金拠出

承認済みのグローバル補助金への現金拠出である。送金時には、必ず補助金番号を送金明細書に記入する必要がある。

＜寄付の分類表＞

寄付分類名		説　明
年次基金	シェア	寄付の 50%が３年後に DDF（地区財団活動資金）に、残り 50%は WF（国際財団活動資金）になる。
	WF ※1	寄付を全額 WF に指定できる。WF は、グローバル補助金に対する上乗せやその他財団プログラムの資金等に活用される。
	重点分野※2	６つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができる。

寄付分類名		説　　明
ポリオプラス		ポリオ撲滅活動を支援する。 (例：ワクチン投与、報告・モニタリング、症例分析、輸送手段、ヘルスキャンプの設置、広報活動など)
恒久基金	シェア	元金はそのままに、収益の 50%が DDF に、残りの 50%が WF になる。使用可能な収益が通知されるのは 10 月頃になる。
	WF	収益の全額が WF になる。WF は、グローバル補助金に対する上乗せやその他財団プログラムの資金等に活用される。
	ロータリー平和センター	ロータリー平和センター維持費や奨学金など、プログラム全体に係る費用を支援する。
	重点分野	６つの重点分野のいずれかを指定ができ、使用可能な収益がプロジェクトに活用される。
	冠名基金※3	冠名基金を保有している方は、ご自身の基金に寄付を追加することができる。
その他	承認済みのグローバル補助金への拠出	承認されたグローバル補助金への現金拠出である。送金時には、寄付送金明細書に必ず補助金番号を記入すること。
	指定寄付 (Term Gift)	ロータリー平和フェローシップ学友寄付イニシアチブ、ロータリー平和センター指定寄付、グローバル補助金冠名指定寄付である。(Term Gift は PHF、PHS 等対象外)
	その他	その他、臨時に設置された基金（例：災害復興基金)。

(注)　※1　WF は、必要に応じてその 5%が運営費のために確保されることがある。
※2　重点分野：平和と紛争予防 / 紛争解決、疾病予防と治療、水と衛生、母子の健康、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展
※3　冠名基金の設立についての問合せは、国際ロータリー日本事務局財団室へ

＜参照＞

●寄付送金明細書（ロータリアン / クラブ用）（Excel ファイル）

http://codia.sakura.ne.jp/rotary/pdf/a-contribution_form.xlsx

なお、送金明細書は「寄付・認証 ロータリークラブの手引き 2017-18 年度版」の P. 35 を参照のこと。

2. 認証の分類　(Recognition Classification)

(1) 個人に対する認証 (Recognition to Individual)

ロータリー財団では、寄付に対して感謝の気持ちを表すために、さまざまな認証の機会を用意している。個人の認証には以下のようなものがある。

＜認証の種類＞

分　類	説　明
財団の友	年次基金に毎年 100 米ドル以上寄付された方。
ポール・ハリス・フェロー（PHF）／マルチプル・ポール・ハリス・フェロー（MPHF）	年次基金、ポリオプラス、あるいは財団が承認した補助金プロジェクトに、累計 1,000 米ドル以上寄付した方。その後 1,000 米ドル毎にマルチプル・ポール・ハリス・フェローが授与される。（認証ポイント含む、指定寄付は含まない）
ベネファクター	恒久基金に累計 1,000 米ドル以上寄付をした方、または資産計画にロータリー財団を受益者として指定することを書面にてロータリー財団に通知した方。（認証ポイント、指定寄付は含まない）
メジャードナー（MD）	寄付分類に関係なく寄付の累計が 10,000 米ドルに達した個人または夫妻。（指定寄付含む、認証ポイントは含まない）
アーチ・クランフ・ソサエティ（AKS）	寄付分類に関係なく寄付の累計が 250,000 米ドルに達した個人または夫妻。（指定寄付含む、認証ポイントは含まない）

＜認証レベルと認証品＞

(a)．ポール・ハリス・フェロー（PHF）／マルチプル・ポール・ハリス・フェロー（MPHF）

PHF	$1,000 ～	認証状と襟ピン			
MPHF 1	$2,000 ～	襟ピン（サファイヤ 1 粒）	MPHF 5	$6,000 ～	襟ピン（サファイヤ 5 粒）
MPHF 2	$3,000 ～	襟ピン（サファイヤ 2 粒）	MPHF 6	$7,000 ～	襟ピン（ルビー 1 粒）
MPHF 3	$4,000 ～	襟ピン（サファイヤ 3 粒）	MPHF 7	$8,000 ～	襟ピン（ルビー 2 粒）
MPHF 4	$5,000 ～	襟ピン（サファイヤ 4 粒）	MPHF 8	$9,000 ～	襟ピン（ルビー 3 粒）

(b)．ベネファクター（Benefactor）

ベネファクター	$1,000 ～	認証状と襟ピン（ウィング） （注）恒久基金 $ 1,000 に達した時の 1 回のみ

(c)．メジャードナー（MD）

MD レベル 1	$10,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
MD レベル 2	$25,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
MD レベル 3	$50,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
MD レベル 4	$100,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント

(d). アーチクランフ・ソサエティ（AKS）

AKS 管理委員会サークル	$250,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKS 管理委員長サークル	$500,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKS 財団サークル	$1,000,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKS 管理委員会プラチナサークル	$2,500,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKS 管理委員長プラチナサークル	$5,000,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント
AKS 財団プラチナサークル	$10,000,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダント

(e). ポール・ハリス・ソサエティ（PHS）

PHS は、年次基金、ポリオプラス、財団が承認した補助金プロジェクトに、一括でも合計でも毎年 1,000 米ドル以上の支援を約束いただける方の認証である。

PHS の入会方法

以下 2 つの方法がある。

①**ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレット**（資料番号:099）の一部が入会申込書になっているので、必要事項を記入し、地区へ提出する。（ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレットはウェブサイトからダウンロードできる。）

②ＲＩウェブサイトにアクセスし、「行動する」→「寄付者の認証」→「**ポール・ハリス・ソサエティ・メンバー**」の順にクリック。「PHS 入会フォーム」をクリックして、**ポール・ハリス・ソサエティ入会フォーム**に入力・送信（画面右下「FINISH」）を行う。なお、所属クラブと地区へ報告する。

PHS の認証品

入会者には、地区から認証状と襟ピンにつけるウィングが贈られる。郵送、贈呈などは地区の PHS コーディネーターが担当する。地区によって方法が異なるので詳しくは地区まで問合せること。

PHS の退会方法

地区を通じて国際ロータリー日本事務局財団室まで、退会される方の名前、ID 番号、クラブ名を連絡するとデータベースから削除される。

(f). 遺贈友の会（Bequest Society）

遺産計画で、1 万米ドル相当以上のご寄付を誓約した個人または夫妻が「遺贈友の会」会員となる。寄付は恒久基金として運用され、収益の一部がロータリー財団の活動を支え続けていく。日本では公益財団法人ロータリー日本財団に寄付し、税制上の優遇措置を受けることができる。寄付者には、誓約をされた時点で認証品（クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ）が贈られる。誓約額による認証レベルはメジャードナー（MD）、アーチ・クランフ・ソサエティ（AKS）と同じである。また、2 万 5 千米ドル相当以上の誓約の場合、誓約が果たされた際に、冠名基金を設立することを同意書に含めることができる。

入会方法等詳細については、日本事務局財団室へ問合せること。

ロータリーカード

2000年9月に国際ロータリーは、クレジット・カード・プログラムを開始した。カナダ、フランス、ドイツ、日本、ラトビア、フィリピン、台湾、英国、米国で、ロータリーカードを申し込むことができる。世界全体で、2000年以来のロイヤリティーは総額約900万米ドル(2013-14年度迄）に上り、そのうち約360万米ドルはポリオ撲滅に役立てられた。

日本では、2002-03年度より、ロータリーカード「ロータリーインターナショナルカード（オリコカード)」が発行された。カードは、ビジネス、ゴールドとスタンダードカードの3種類である。ビジネスカードは利用金額の0.5%、その他は0.3%、またカードの年会費のうちビジネスカードは1,500円／枚、ゴールドカードでは3,000円／枚がロータリー財団へ寄付として振り込まれている。いずれも「ポリオ撲滅」のための資金に充てられる。ただし、これらの寄付は個人・クラブの年次基金には加算されない。

カードで買物をすると、ポイントがつき、ゴールドおよびスタンダードカードではポイント交換ができる。そのポイントを貯めて1,000ポイント〔5,000円分〕になると、そのポイントをロータリー財団の年次基金（交換手続必要）へ寄付できる。認証ポイントと違い、現金なので、買物をした個人の年次寄付として実績に加算される。

日本では、ロータリーカードで、2013年6月末まで32,459,515円を財団に寄付している。2011年7月～2012年12月までのショッピング・ロイヤリティーの0.3%に当たるUS$88,256.06は、東日本震災復興基金に寄付された。

日本のロータリー・クレジットカードとして、2016年から「ロータリーダイナースクラブカード」が利用できるようになった。クラブや地区、そして地区委員会の経費や支払いを決済できる国際ロータリー初の法人カードが日本から誕生した。（ただし、第2650地区では、地区宛への支払いには使用できない。2017年10月現在）

- 利用額の0.3%がポリオ撲滅の活動資金となる。
- 研修や例会費用、ＲＩ経費やご寄付、事務所経費等のお支払いにもご利用できる。
- 年会費無料、手数料は一切掛からない。

(1) ロータリーインターナショナルマスターカード（Master Card オリコ）

ビジネスカード（年会費3,000円）／ゴールドカード（年会費3,000円）／
スタンダード（年会費なし）の3種類

申し込み先：http://www.orico.co.jp/merchant/rotary/index.html
オリコテレフォンサービス：0120-911-004

●ロータリーカード実績（2017年6月末現在：参考値）

加入カード件数	ゴールド	1,020
	スタンダード	3,932
	ビジネス	298
	合計	5,250
利用金額総計		1,517,130,164円
還元金額	利用金額× 0.3%、年会費一部、ポイント交換分	9,886,748円

●ロータリーインターナショナルマスターカード

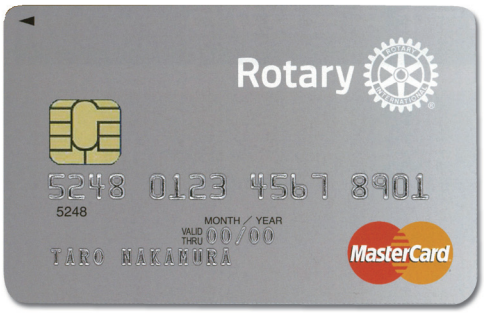

(2) ロータリーダイナースクラブカード (Diners Club Card)

クラブカード／地区カード／地区委員会の 3 種類の法人カード（年会費無料）と個人カード

申し込み先：http://www.diners.co.jp/entry_form/lp/rotary/index.html

コールセンター：0120-041-962

クラブカード： 会長、副会長、幹事、会計、理事、会長エレクト、次期副会長、次期幹事、次期会計、次期理事の方が対象

地区カード： ガバナー、ガバナー補佐、地区代表幹事、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、直前ガバナー、次期ガバナー補佐、次期地区代表幹事、次期地区会計長の方が対象

地区委員会カード： 地区内の各委員会委員長、地区内の次期各委員会委員長の方が対象

個人カード： 年齢 27 歳以上 , 年会費（22,000 円税抜き）必要

●ロータリーカード実績（2017 年 6 月末現在：参考値）

加入カード件数	クラブ	103
	地区	37
	地区委員会	8
	合計	148
利用金額総計		192,838,105 円
還元金額	利用金額× 0.3%	578,514 円

●ロータリーダイナースクラブカード

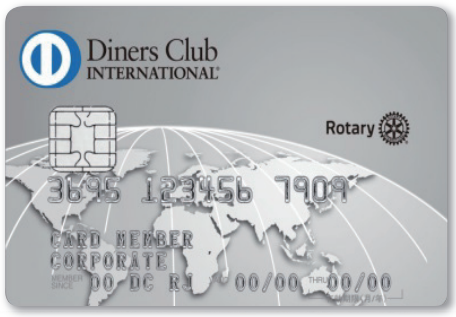

（法人向け）クラブ／地区／委員会用

（個人用）

第4章　地区ロータリー財団監査委員会

地区の資金管理体制の強化が一層要請されることから、地区は監査委員会を設けるか、第三者による監査を義務付けられています。

当地区では、幸いに会計の専門職務に従事している会員がいますので、地区で監査委員会を設けています。

この場合の要件は、

a. 少なくとも3人の委員から構成されなければならない。
b. すべての委員は正会員でなければならない。
c. 少なくとも1名は、元ガバナーもしくは監査の経験を有する人物でなくてはならない。
d. ガバナー、財務長、地区銀行口座の署名人、財務委員会の委員がその就任年度に監査委員会に携わることを認めない。
e. 地区が定めた手続きに従い、地区により選出された者を委員とする。

◇監査委員会の任務

地区ロータリー財団監査委員会は、**「財務管理計画」**（P80参照）に従って、地区の財務管理計画とその実施状況を以下の事項を中心に毎年評価します。

a. 意図された目的に従って資金が使われ、適切な記録が維持され、経費の管理システムが正常に機能していることを確認するため、支出項目を精査する。このような精査には、以下を含むべきである。

（ｉ）支出項目をいくつか選び、証拠資料と照合する。
（ii）補助金の「授与と受諾の条件（参加条件）」に則って、資金が使用されたことを確認するため、支出の全項目を見直すこと。
（iii）用いられた購入手続を特定する。
（iv）銀行残高調整の記録を見直し、これらが正しく行われたこと、また、開始残高が、補助金活動の財務記録および銀行明細書と一致していることを確認する。

b. 各ロータリー年度終了後3ヵ月以内に、結果報告を地区内クラブに提出する。
c. ロータリー財団の書類維持に関する要件を順守していることを確認する。

◇「覚書」セクション5：年次財務評価

財務管理計画とその実施に関する評価を、毎年必ず行うものとする。財務評価とは、財務管理と要件の順守状況を評価するものである。独立した監査法人か地区監査委員会のいずれかが年次財務評価を行うものとし、そのどちらが行うかは地区が決めるものとする。

財務評価は、監査や会計検査よりもかなり範囲が狭いものであり、以下を含む。

1．地区が作成した財務管理計画（P80参照）を順守していることの確認。
2．地区補助金、地区が提唱したグローバル補助金の支出の検査。これには以下が含まれる。
   a. 支出項目をいくつか選び、それらを裏付ける書類と照合する。
   b. 補助金の「授与と受諾の条件」に則って資金が使用されたことを確認するため、支出の全項目を見直す。
   c. 高額な支出項目すべてについて、競争入札が行われたことを確認する。
   d. 適切な管理が維持されるよう、資金支出のプロセスを見直す。
3．補助金に関連するすべての金銭的取引とプロジェクト活動が、少なくとも標準的な事業慣行のレベルで行われたかどうかの判断：
   a. ロータリー財団の書類保管に関する要件を順守していることを確認
   b. 地区監査委員会または独立した監査法人が必要とみなすその他の手続き
4．年次財務評価の結果報告。各ロータリー年度終了後３ヵ月以内に、地区内のクラブに結果を報告しなければならない。

◇概要

地区は、毎年、財務管理計画とその実施状況の評価を行わなければなりません。これは、財団補助金の管理が適切に行われているかどうかを確認するためのものです。年次財務評価では、地区補助金と地区が提唱したグローバル補助金の出納について検査し、これらの補助金の管理を地区が適切に行っているかどうかを確認する必要があります。年次財務評価は、最小限の費用で行うべきであり、地区の補助金の正式な監査である必要はありません。年次財務評価の結果は、地区内のクラブに報告しなければなりません。

監査法人または監査委員会（地区内会員3名から成る）の、どちらが財務評価を行うかは、地区の裁量で決定できます。地区の年次財務表と報告書を検査する監査委員会が既に地区に設置されている場合には、この監査委員会が年次財務評価を行うことができます。（ただし、利害の対立が存在しないことが条件となります）。

ロータリー財団　地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件

ロータリー財団は、この授与と受諾の条件をいつでも変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト（https://www.rotary.org/ja/our-programs/grants）に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。パッケージ・グラントの授与と受諾の条件はウェブサイトに掲載されている。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命（ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること）と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム（VTT）、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。

6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。

7. ロータリー財団章典の第30.040節ならびに以下のXIIIに基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。

8. ロータリー章典の第34.040.6項ならびに34.040.11項に基づき、「“ロータリー”という名称またはその他のロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針を順守すること。

9. ロータリー財団章典の第40.010.2節に基づき、ロータリーの「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識・表示に含めるか、その近接位置に表示すること。

10. ロータリー章典の第26.080節に記述されたプライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。補助金の申請書と報告書は、（a）ロータリー財団から要請され、かつ（b）受益者（あるいは親または法的保護者）の同意が書面で提供されていない限り、受益者の個人データ（氏名、年齢／生年月日、あるいは個人が特定されうるその他の情報）または受益者の写真を含むべきではない。そのような個人データが不適切に含まれている場合、ロータリーのプライバシーの方針 への順守をロータリー財団が確認する間、補助金手続きの遅延につながる可能性がある。

地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。

2. 補助金の3パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。

3. 補助金の20パーセントまでを、臨時費に配分することができる。ただし、補助金の承認後にプロジェクトまたは活動を追加する場合は、ロータリー財団の事前承認を受けなければならない。

4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。

5. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。

6. 地区によるプロジェクト協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアに行くための旅費および参加費に充てることができる。

グローバル補助金

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。

2. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいけなければならない。

3. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は、プロジェクト予算の10パーセントとする。

4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。人道的プロジェクトまたは職業研修チームのためのグローバル補助金を申請するクラブと地区は、申請前に地域社会のニーズ調査を実施し、その結果を申請書に含めることが義務付けられている。

5. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。

ロータリー財団　地区補助金とグローバル補助金　授与と受諾の条件（2019 年 1 月更新）

6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
7. 1～4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための留学用奨学金を提供する。
8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの海外旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
11. 補助金プロジェクトが実施される国の少なくとも1つのロータリークラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国以外のロータリークラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。ただし、RI理事会が積極的に拡大に取り組んでいる（現在ロータリークラブがない）国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。
12. プロジェクト予算の10パーセントまでを、価格上昇や為替変動に対応するための臨時費に配分することができる。
13. 重点分野に関連する包括的なプロジェクトの一部である限り、低廉簡易住宅と簡易校舎の建設を支援できる。
14. 以下を含む（ただしこれに限らない）インフラストラクチャーの建設を支援できる： トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、地域調査の一環として水文地質学的調査を実施しなければならない。調査の費用は、補助金予算に含めることができる。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）。

9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
14. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト。
2. 18歳未満の青少年の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）。
3. 人が居住、仕事、またはかなりの時間を過ごす建造物、すなわち建物（病院）、コンテナハウス、移動住宅など、もしくは製造や加工などを含むあらゆる種類の活動を営むための永久建造物の新たな建設。補助金が建造物の建設によって決まるものである場合、この建設は追加のクラブ／地区の資金によって賄わなければならない。この制約は、低廉簡易住宅と簡易校舎には当てはまらない。
4. 一部建設済み（外装のみ完成した建造物を含む）であるが入居または運営されたことのない建造物を完成させるための修復
5. 人道的プロジェクトに参加する協力団体の職員の旅費。
6. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
7. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
8. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
9. 大学の学士課程での勉学。
10. 1つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数のプロジェクト。

IV. 申請方法

補助金はwww.rotary.org/ja/our-programs/grantsからオンラインで申請できる。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならず、グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならず、かつ補助金を受領するプロジェクトの名称は、ロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針に順守しなければならない（上記IIを参照）。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の

補助金は、10口までに限られる。

地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。補助金委員会の3名の委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。

地区は、1ロータリー年度につき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含めなければならない。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20パーセントまでを取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日よりも前に受理されなければならない（例えば、2016-17年度地区補助金の申請書は、2017年5月15日までに受理されなければならない）。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。

提唱クラブまたは地区は、全予算額の10パーセントまでを臨時費に配分することができる。提唱クラブ／地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金しなければならない。

奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出しなければならない。提唱者は、経費発生や旅行手配の前に、ロータリー財団によって奨学金と職業研修チームの申請が承認されなければならないことを申請者が理解するよう確認すべきである。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理されるが、旅行が含まれる申請の場合は、旅行日の90日前までに提出すべきである。8月、9月、10月に留学を開始する奨学生の申請書は、6月30日までに提出されなければならない。

留意点：

1. 申請書への記入が開始されてから12カ月以内に、財団へ申請書が提出されなかった場合、申請は取り消しとなる。
2. 申請書の提出から6カ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請は取り消しとなる。
3. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後12カ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請における追加要件：

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 候補者が、自国外で学業を行うこと。

職業研修チームの申請における追加要件：

1. チームは、ロータリアンのチームリーダー1名と最低2名のメンバーから成る少なくとも3名で構成されなければならない。メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、ロータリアンのチームリーダーは、ロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えていなければならない。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. ロータリアンとその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けるのではなく）提供する側であること。
3. 職業研修チームのメンバーとその親族が同じチームに参加する場合は、その親族も参加要件を満たしていること。
4. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、最初のチームの旅行開始日から1年以内に、最後のチームの旅行が開始されること。
5. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていること。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

国際財団活動資金（WF）から50,001～100,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または恒久基金収益を活用した申請の調達資金合計が100,001～200,000ドルである場合は、ロータリー財団専門家グループによる技術的審査および中間視察を受けるが、奨学金および職業研修チームはこの限りではない。

WFから100,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または恒久基金収益を活用した申請の調達資金合計が200,001ドル以上である場合は、ロータリー財団管理委員会が会合で承認しなければならない。さらに、財団専門家グループによる事前現地視察、監査、中間視察を受ける。ただし、職業研修チーム（VTT）または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、この要件を免除される。申請書が受理された時期により、審査の時期が以下のようになる。

1. 6月1日まで：9月／10月の管理委員会会合で審査
2. 10月1日まで：1月に審査
3. 12月1日まで：4月に審査
4. 3月1日まで：6月に審査

V. 旅行方針

補助金のための旅行の手配は、すべて旅行者本人が責任をもって行う。2016年4月1日より、旅行者は、国際ロータリー・トラベルサービス（RITS）を通じて旅行を手配するか、独自に選択した旅行業者を利用することができる。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の国外旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税

4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

ロータリー財団の補助金は、国外旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金および運送料

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. 旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く）
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. RIによる国別の旅行制限を順守する。
6. 旅行保険に加入する。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険またはE&O保険）に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面での懸念から、ロータリー財団の資金による旅行者は、これらの国に旅行することが許可されない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。プロジェクトの実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として

補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。
4. 活動実施国（または留学国）の言語に堪能である。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分（地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金〔シェア〕収益を合わせた額の50パーセント）の50パーセントまでを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金（WF）によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～200,000米ドルである。財団は、現金拠出に対しては50パーセント（半額）、DDFの寄贈に対しては100パーセント（同額）を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルとする。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付に対しても50パーセント（半額）で上乗せする。ただし、この寄付がプロジェクトの協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。補助金による恩恵を受ける条件として、または上乗せの対象となる現金拠出に使用するために、受益者から資金を集めてはならない。

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額（財団の上乗せがあるすべての現金寄付ならびにDDFを含む）のうち少なくとも30パーセントが、プロジェクト実施国以外から寄せられたものでなければならない。人道的プロジェクトの実施地側提唱者は、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証に向けたポイントは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。提唱者は、補助金が承認される前に寄付を送金しないことが推奨されている。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、その補助金の申請書のためのものとなるが、申請書が承認されなかった場合、その寄付は年次基金に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

ロータリーからの奨学金に加えて他団体からも奨学金を受領する奨学生は、ロータリー以外からの奨学金を利用しても構わないが、その場合、財団はその金額への上乗せは行わない。2017年1月より、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金（授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分）に源泉徴収税が適用される（日本、カナダ、ドイツからの留学生の場合、協力財団を通じて資金が提供されるため、この法規は適用されない）。源泉徴収分は、奨学金の支払いから差し引かれる。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書（MOU）」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる（米国では、地区財団の銀行口座も可）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。地区補助金は、補助金支払い時のRI為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされ、法的同意が承認されるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われ、プロジェクト経費の直接的な支払いに利用されるまで、その口座に維持されなければならない。直接的な支払いとは、プロジェクトの業者に対する直接の支払いまたは協力団体や受益団体が立て替えた経費をこれらの団体に支払うことを意味する。補助金資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、提唱者であるロータリアンに、請求書または領収書の原本のコピーを提供しなければならない。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。補助金は、支払い時点におけるRI為替レートで支払われる。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金はWFに加算される。

WFからの上乗せが50,001ドル～200,000ドルの補助金は、使用計画に沿って分割で支払われる。2回目以降の支払

いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点のRI為替レートを使用して記録する（RI為替レートは毎月更新される）。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金承認時から為替レートが 10 パーセント以上変動した場合、10 パーセントを超える差額は、提唱者は拠出する必要はなく、反対にロータリー財団は差益を提唱者に配分しない。
3. グローバル補助金への現金寄付はすべて、認証や手続きのコストを賄うため、5%を上乗せして送金しなければならない。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの 5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの 5%を含む全額が記載される。ただし、この 5%分に対して財団からの上乗せはない。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には 5%を上乗せする必要はないが、その場合は認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
4. ロータリー財団に寄せられた現金のうち、補助金に必要な額として申請書に記載された額を超える分は WF に充当される。
5. 取り消しとなった補助金用の寄付・拠出金は、WF へ充当される。寄付者は、承認されたほかのグローバル補助金やロータリー財団のいずれかの基金に寄付先を変える場合、90 日以内にその旨を財団に通知する。

IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書をオンラインで提出しなければならず、報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者から新規の補助金申請書が提出された場合、財団はそれを受理しない（*下記の例外を参照のこと）。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告しなければならない。
2. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国の法または国際法に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管しなければならない。
3. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければならず、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金

以下の追加基準が、地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了しなければならない。

3. 500米ドルを超える補助金資金が未使用として残った場合、未使用の全資金を速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される。500米ドル以下の未使用の補助金資金は、地区補助金の諸要件を満たす活動に使用されなければならない。

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 最初の中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出しなければならない。その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。
3. 500米ドルを超える資金がプロジェクトの完了後に未使用として残った場合、財団はこれをプロジェクト関連経費に使用することを承認しなければならない。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、グローバル補助金の使用が認められている活動に利用でき、ロータリー財団からの事前の承認は必要ない。未使用として残った補助金はすべて、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金（WF）に加算される。

*実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。ただし、2019年1月1日より、人道的グローバル補助金の援助国側提唱者は、資金を受領しなかった場合、報告書が期日を過ぎて未提出であっても、新規補助金の受領を制限されることはない。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか（達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む）。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出しなければならない。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資（マイクロクレジット）

ロータリー財団は、経済的自立のための小事業の起業を支援するため、小口融資（マイクロクレジット）に取り組んでいる。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する定評ある協力団体／小口融資機関（MFI）と協力するよう奨励されている。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れなければならない。

さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金資金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、記入したグローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出しなければならない。
2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われなければならない。
3. 補助金資金は、MFIの会計システムにおいて別個に記録されなければならない。
4. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。
5. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともにグローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出しなければならない。
6. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、補助金の資金はロータリー財団に返還しなければならない。
7. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

FCRAに関する一般的な情報は https://fcraonline.nic.in/home/index.aspx を参照のこと。他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律とFCRAを順守するため、インド国内のロータリークラブと地区に支払われる（全額・一部を問わない）補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座がFCRAの下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。
    a. 地区補助金 - それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない（適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払いが行われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取消しとなる。
    b. グローバル補助金 - 補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。

3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。
    a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
    b. www.rotary.org/ja/our-programs/grantsを通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
    c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。
    d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を説明した文書。
4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。
    a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
    b. www.rotary.org/ja/our-programs/grantsを通じて提出した最終報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
    c. 以下の文書を含める。
        i. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。
        ii. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）
        iii. 銀行調整の明細書（複数の補助金が一つのFCRA口座に振り込まれた場合）。
        iv. 支払いの証明書／経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を提出する。
        v. 受益者に関する情報（例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など）
    d. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団（インド）に返還する。
5. FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

XII. フィリピンに関する特記事項

他のすべての授与と受諾の条件に加え、フィリピンに支払われた補助金は、フィリピンの規制を順守するためにより多くの実証を必要とする。フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている（19ページの第4項を参照のこと）。ロータリー財団がこの規制を順守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得しなければならない：

1. 市長室、公印が押されていること
2. 社会福祉・開発局（Department of Social Welfare and Development）長、公印が押されていること

3. 保健局（Department of Health）長、公印が押されていること
4. バランガイ議長室、公印が押されていること
5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの

各プロジェクトについて、証明書の原本5通を、下記に送付すること：

Phil. Consulting Center, Inc.

c/o Erika Mae Bautista

2D Penthouse, Salamin Bldg.

197 Salcedo St., Legaspi Village

Makati City 1229

Philippines

証明書の見本テンプレートを、国際ロータリーの南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。

7月から5月までに支払われるプロジェクトの証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。

XIII. プログラム参加者のための利害の対立に関する方針

ロータリー財団の補助金プログラムの高潔性を保証するため、プログラム補助金の受領や授与に関与するすべての人は、事実上の利害の対立を避けるような方法で行動することが極めて重要である。

利害の対立は、ある人物が、（i）本人、（ii）その直系家族、（iii）そのビジネスパートナー、（iv）本人、その直系家族、そのビジネスパートナーが相当な金銭的利害をもつ団体、または、本人、その直系家族、そのビジネスパートナーが管財人、理事、役員である団体に利する補助金または授与金について、決定を下す、または決定に影響を与える立場にいる場合に生じる。

ロータリアンは、実際および潜在的な利害の対立すべてを、事務総長に開示するものとする。確信が持てない場合、利害の対立のいかなる可能性も開示すべきである。ロータリアンは、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとならないものとする。グローバル補助金の資金調達は、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者からの寄付（冠名指定寄付、CSR寄付、等）によって行ってはならない。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について、助言を提供するものとする。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長および／または管理委員会が決定する。状況を審査した後、ロータリー財団プログラム補助金の受領や授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長および／または管理委員会が結論を下した場合、事務総長は、適切な改善措置を案出し、管理委員会に勧告するものとする。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の取り消し、または将来のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる

1. 補助金の受領資格

   ロータリー財団細則第9.3項に従い、以下に定義されている人は、ロータリー財団プログラム補助金の受領者または受益者またはその候補者となることができないものとし、以下「受領資格のない人」と呼

ぶ。受領資格のない人には、以下が含まれる：現ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織（「国際ロータリー章典」に規定されている通り）・国際ロータリーの職員、さらにこれらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員。

元ロータリアンは、会員身分が終結してから 36 カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。元ロータリアンの家族であることを理由に受領資格がなかった人は、その家族の会員身分が終結してから 36 カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。

ただし、そのような人でも、地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントによる職業研修チームまたは（人道的奉仕プロジェクトのための）個人旅行に参加する資格があると認められた人は、その人の参加がほかの人への利点となる場合に限り、その職業研修チームまたは個人旅行への参加資格を持つものとする。

2. 選考委員会の公平さ

クラブまたは地区レベルにおける財団プログラム選考委員を務めるロータリアンは、候補者との家族関係、私的関係、仕事上の関係について完全な透明性を保つものと期待されている。また、ロータリー財団プログラムから補助金を得て参加する候補者と委員との間に何らかの関係がある（例えば、同じ会社や組織に勤務したり、同じロータリークラブに所属または申請を推薦するロータリークラブに所属したり、家族関係があるなど）ために利害の対立がある（またはあると疑われる）場合は、選考が開始される前に、委員長にその旨通知しなければならない。

選考委員長は、利害の対立がある（またはあると疑われる）委員が、選考プロセスに参加すべきかどうかを決定し、また、参加する場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者 1 名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、そして、どのように参加すべきかを決定する。このような利害の対立がある（またはあると疑われる）のが選考委員長本人である場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者 1 名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、またどのように参加すべきかを、クラブ理事会または地区ロータリー財団委員長（のいずれかふさわしいと思われる方）が決定する。

3. 業者との業務取引

ロータリー財団、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアンが、ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その業者とロータリー組織との間につながりがあるかどうかに関わらず、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。資金が、ロータリアン、ロータリアンが所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織・国際ロータリーの職員、ロータリアンの配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団と提携する機関・組織・団体の職員に支払われるような業務を、ロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じ得る。

ロータリアンの利害の対立が存在しないことを確認するために審査する必要が生じる可能性がある業務取引の例には、協力関係を結んでいる非政府団体、物資・サービスの提供者、保険会社、旅行代理店、運送会社、教育機関、語学試験提供会社などとの業務取引が含まれる。

利害の対立が事実上ある、またはあると疑われる可能性のある個人や組織との業務取引は、このような取引が公正な市場価格において最良の製品またはサービスをもたらすものであることが、見積書によって証明されている場合、または公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続きを経ている場合に、事務総長の承認を得た後にのみ、行うことができる。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について、助言を提供するものとする。プログラム補助金の受領や授与にかかわるいかなる未解決の利害の対立も、関係するロータリアンまたはロータリー組織によって、選考プロセスまたは当該業務取引の少なくとも 30 日前までに、事務総長に報告されなければならない。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長が決定する。状況を審査した後、ロータリー財団プログラム補助金の受領や授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長が結論を下した場合、事務総長は、適切な改善措置を講じるものとする。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の取り消し、または将来のロータリー財団プログラム補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。

重点分野の基本方針

重点分野の基本方針について、ロータリー財団は以下の点を強調します。

1. ロータリー財団は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目指しています。
2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリークラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ／提唱地区が主導して行うものです。
5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿っていなければなりません。

平和と紛争予防／紛争解決

ロータリーは、平和と紛争予防／紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして嘱望される若者を含む）の研修。
2. 紛争地域における平和構築の支援。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲内にある活動とみなします。

1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
2. 地域社会のニーズ（政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど）を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
4. 紛争を回避するための予防策に関する青少年教育。

5. ギャング（暴力的グループ）反対運動や、人々の間の大きな違い（民族的違いなど）を乗り越えるための活動（ただしこれらに限らない）など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁。
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
8. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議。
2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは類似した専修課程への留学。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和と紛争予防／紛争解決の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する履修課程。
    a. 望ましい履修課程の例として、紛争予防／紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
    b. 平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
    c. 一般的な国際関係や法律は、審査の際に有利とはみなされません。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。
3. 地域社会の医療インフラの改善。
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。
6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

1. 伝染病の予防と管理
   a. 検査（カウンセリングや、治療のための専門医紹介／入院を伴う）
   b. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資
   c. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供
   d. 地元の医療インフラで対応可能な機器（適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること）
   e. 予防プログラムの提供（予防接種、男性包皮切除、ウィルス接触前の予防など）
   f. 診断・治療のトラッキング（追跡）とモニタリングの技術的基盤の提供および研修
   g. 伝染病の治療（予防を含む）、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
2. 蚊やほかの媒介生物（病原体を媒介する生物）を通じて感染する疾病
   a. 蚊帳と予防薬の提供
   b. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供
   c. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築
   d. 蚊以外の媒介生物の除去
3. 非伝染病の予防と管理
   a. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供
   b. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検査プログラム
   c. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供
   d. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供（適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む）

e. 救命手術および先天性疾患の手術（ただし、地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの）
f. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
g. 交通／車両に関連する負傷を防ぐプロジェクト

4. その他の活動
   a. 疾病予防と治療に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
   b. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 機器の購入のみを含むプロジェクト（適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの）
2. 教育的な支援プログラムを提供しない、またはプロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で疾病予防と治療のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 疾病予防と治療に関連する履修課程（例：公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など）。
3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

水と衛生

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるようにする活動を支援します。

1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

1. 安全な飲み水の利用（例：水の供給および水質の改善）
2. 衛生設備の改善
3. 衛生環境・衛生習慣の改善
4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理
5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン
6. 生産用の水（例：作物、家畜など）
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
8. 水と衛生に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で水と衛生のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 水と衛生に関連する履修課程（例：水科学／水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など）
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画

母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5 歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 妊婦のケア（健康管理や検診）
2. 妊婦に対する出産・分娩サービス
3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供（ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと）
4. 母子の健康の専門家やリーダー（例：医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など）への研修または（および）「研修者を養成するための研修」
5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または（および）「研修者を養成するための研修」
6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動
7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動
8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および（または）疾病予防・減少への取り組み（エイズとHPVウィルスを含む）
9. 性の健康に関する教育と研修（特に思春期の少女）
10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）。教育の対象は、現地の人々一般、保健／保健関係のリーダー、医療従事者など
11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
12. 5歳未満の幼児に必要な予防接種
13. 女性と思春期の少女に必要な予防接種
14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入
15. 性行為で感染する病気（例：HIV／エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など）が女性に及ぼす影響を和らげるための介入
16. HIVの母子感染の予防
17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入
18. 瘻孔（ろうこう）外科的修復
19. 口蓋裂の矯正手術／手当

20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術（現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 母子の健康に関連する履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など）
3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画

基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。
2. 地域社会における成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします。

1. 基本的な初等・中等教育の質の向上と、地元の学校関係者との協力（可能な限り）。
2. 成人の識字教育。
3. カリキュラム導入、効果的な教育法、生徒評価に関する教師研修の提供。
4. カリキュラムおよび／または教師研修を補完する資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
5. 学校用机の購入（ただし、基本的教育と識字率向上のための詳細かつ証明可能な計画書を提出すること）。
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
7. 基本的教育と識字率向上に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の**受領資格がない**ものとみなします。

1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。
3. 補助金の資金が使い尽くされた後に地域社会で継続することができないプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で基本的教育と識字率向上のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に関連する履修課程（例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など）。
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

経済と地域社会の発展

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲内にある活動とみなします。

1. 貧しい人々が利用できる金融サービス（マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれらに限らない）
2. 経済と地域社会の発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれらに限らない）
3. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業団体など、ただしこれに限らない）
4. 自給自足農家や小農家のための農業開発（市場参入の促進など、ただしこれに限らない）
5. 地域社会による、または組織的なAdopt-a-village（村全体の自立支援）、もしくは総合的な村開発活動
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
7. 地元、地域、または国の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト（収入を得るために、物やサービスを創出・配布する地域社会の人びとの能力を大幅に高める場合を除く）
2. 地域社会の美化プロジェクト
3. コミュニティーセンターの建設や修復

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。

2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、貧困状態（貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域）にある人々の経済･社会的状況を改善することを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、申請者の経験、専攻課程、キャリア計画との関連性を考慮します。

1. 経済と地域社会の発展の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の仕事が貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地元、地域、または国の人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 経済と地域社会の発展に関連する履修課程。
    a. 望ましい履修課程の例として、経済と地域社会の発展に焦点を当てた社会科学のコースや、ソーシャルビジネス、小規模の起業、マイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位などがあります。
    b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
        i. 地元、地域、または国の経済発展戦略に焦点を当てたもの。
        ii. 貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域の経済問題に焦点を当てたもの。
        iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（例：経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連分野に特化した履修コースなど）。
        iv. 地元、地域、または国レベルでの起業や事業立ち上げについて教えるビジネス学位を提供するもの。
        v. コース名に「地域社会の開発（community development）」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。
        vi. 小規模の事業者や起業家に助言を提供する取り組みを改善するもの。
    c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
        i. 純粋に理論だけのマクロ経済学、政治学、または金融学。
        ii. ソーシャルビジネスとは関係ない事業運営に関する経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスを扱うもの。
3. 経済と地域社会の開発に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
    a. 少なくとも以下の一つを含むキャリアは、審査の際に有利となります。
        i. 地域または国レベルで、貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域の、社会・経済的福祉の改善に焦点を当てたもの。
        ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。

iii. 貧困者、低収入者、若者、女性、十分な支援が行き届いていない地域の人々、先住民族などの経済・社会的福利のためのアドボカシーに関連するもの

b. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利とはみなされません。

i. 民間企業や営利企業での一般的なビジネス活動や運営、また一般的な社会事業に焦点を当てたもの。

クラブの参加資格認定：覚書（MOU）

ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団のグローバル補助金とパッケージ・グラントの活用にあたって、ロータリー財団（以下「財団」）から提供されるこの覚書（MOU）に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低 1 名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1 ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書（MOU）、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただしこれらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある：
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低 1 名任命する。
B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
   1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人となること。
   2. 低金利、または無金利の口座であること
B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。
   1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
   2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
   3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
      a. 財務管理計画書
      b. 書類の保存と管理の手続き
      c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
   4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。

C. 書類は、少なくとも 5 年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は 10 年間保管しなければならない）。

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ロータリー・クラブを代表し、下記署名人は、_____ ____ロータリー年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第_____地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	2019-20 年度
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長	
就任年度	2020-21 年度
氏名	
署名	
日付	

様式－１

地区補助金申請書

年　　月　　日

第 2760 地区　2019-20年度
ロータリー財団委員会
委員長 朱宮　新治

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ロータリークラブ
2019 － 20 年
会 長　　印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ロータリークラブ
2020 － 21 年
会 長　　印

2019 － 20 年度　ロータリー財団
地区補助金申請書

このことについて、別添　様式－２による申請書のとおり、地区補助金を申請します。

記

希望申請補助金額　金　　円

（添付書類）
・地区補助金申請書　様式－２

第2760地区　2019-20年度

様式－2

地区補助金　申請書

提出日　　年　　月　　日

クラブ名			
事業名			
担当者		携帯電話	

事　業　計　画

1．実施日	年　月　日　～　年　月　日（　日間）
2．実施場所	
3．恩恵を受ける人	
4．恩恵を受ける人数（ロータリアン以外）	人
5．何をしますか	
6．プロジェクトに参加する予定のロータリアン数	人
7．ロータリアンの汗をかく活動例を２例ご記載下さい ・第1例 ・第2例	
8．この事業をすることにより、地域社会に対するどのような長期的影響が期待されますか	
9．本年度の事業と類似する場合相違点を記入して下さい	

収支予算書

【収入】

1.	地区補助金申請額	円
2.	クラブ拠出額	円
3.	その他	円
	プロジェクト収入総額	円

【支出】	購入品目	単価　　個数	合計
1.		×	
2.		×	
3.		×	
4.		×	
5.		×	
6.		×	
7.		×	
8.		×	
9.		×	
10.		×	
		プロジェクト支出総額	

※１式での記入は極力無くし、明細の記入をお願いします。

記入時の注意事項

第2760地区　2019-20年度

地区補助金　申請書

様式－2

提出日　　年　　月　　日

左記担当者の
連絡先を記載してください。

クラブ名			
事業名			
担当者		携帯電話	

事業計画

1．実施日	年　月　日　～　年　月　日（　日間）
2．実施場所	
3．恩恵を受ける人	
4．恩恵を受ける人数（ロータリアン以外）	人
5．何をしますか	
6．プロジェクトに参加する予定のロータリアン数	人
7．ロータリアンの汗をかく活動例を２例ご記載下さい ・第1例 ・第2例	
8．この事業をすることにより、地域社会に対するどのような長期的影響が期待されますか	
9．本年度の事業と類似する場合相違点を記入して下さい	

出来る限り２月末までに
事業を終了してください。

収支予算書

【収入】

1.	地区補助金申請額	円
2.	クラブ拠出額	円
3.	その他	円
	プロジェクト収入総額	円

補助金申請金額以上で
拠出金を記載してください。

【支出】	購入品目	単価　個数	合計
1.			
2.			
3.			
4.			
5.		×	
6.		×	
7.		×	
8.		×	
9.		×	
10.		×	
		プロジェクト支出総額	

支出できない項目を確認
（MOU、授与と受諾の条件）
必ず明細を記入してください。

※1式での記入は極力無くし、明細の記入をお願いします。

様式－３

年　　月　　日

第 2760 地区 2019-20 年度
ロータリー財団委員会
委員長 朱宮　新治

第 2760 地区 2019-20 年度
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ロータリークラブ
会 長　　印

2019 － 20 年度 ロータリー財団
地区補助金 最終 報告書

このことについて、別添 様式－４に基づく地区補助金対象事業の
報告書を下記の通り提出します。

記

決定補助金額 金＿＿＿＿＿＿＿＿円

（添付書類）
１．第 2760 地区補助金報告書　様式－４【提出用】
２．領収書コピー（原本はクラブで保存）
３．新聞掲載記事コピー
４．写真２枚以上（うち、人物が入ったもの１枚以上）
　※JPG 方式で提出（PDF は不可）
５．通帳表紙コピー
６．通帳入出金コピー
７．現金出納帳

地区補助金事業ご担当者 連絡先
氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ ふりがな＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
Tel ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
E-mail ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式ー4

ロータリークラブ

事業内容

実 施 日

プロジェクト概要

1．プロジェクトを簡潔に説明してください。プロジェクト活動では、何が、いつ、どこで実施されましたか。
また、その恩恵を受けた人々は誰ですか。

2．プロジェクトに何名のロータリアンが参加しましたか。　　名

3．ロータリアンは何をしましたか。少なくとも２つの例をお書きください。

1．

2．

4．本プロジェクトから、何名のロータリアン以外の人々が恩恵を受けましたか。　　名

5．地域社会に対するどのような長期的影響が期待されますか。

6．協力団体が関与している場合、その団体の役割は何でしたか。

財務報告（地区はすべての支出の領収書を保管しなければなりません）

7．収入

	予算	決算
1．地区から受領した地区補助金の資金		
2．		
3．		
プロジェクト収入総額		

8．支出（具体的にお書きください。必要に応じて行を追加してください）

	予算	決算
1．		
2．		
3．		
4．		
5．		
6．		
7．		
プロジェクト支出総額		

9．本報告書に署名することで、私の知る限りにおいて、地区補助金の資金が管理委員会の指針に準拠し認められた項目にのみ使用され、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。補助金資金のすべての支出の領収書を地区に提出しました。

証明書の署名（自筆）　　日付

ロータリーでの役職（提出時）

委員会担当者印	補助金委員長印	講　評

様式ー4

ロータリークラブ　**日本語標記でかまわない**

事業内容　**日本語標記でかまわない**

実 施 日

プロジェクト概要

1．プロジェクトを簡潔に説明してください。プロジェクト活動では、何が、いつ、どこで実施されましたか。
また、その恩恵を受けた人々は誰ですか。

プロジェクトの説明や理念ではなく何をどうしたか？誰に何を提供したか？を記載。

例として実施年月日と時間帯、恩恵を受けた人を記載。

2．プロジェクトに何名のロータリアンが参加しましたか。　○　○　名

3．ロータリアンは何をしましたか。少なくとも２つの例をお書きください。

1．

2．

汗をかく活動のすべてを記載するのではなく、<u>厳選した</u>内容を2つ記載する。

4．本プロジェクトから、何名のロータリアン以外の人々が恩恵を受けましたか。　○　○　名

5．地域社会に対するどのような長期的影響が期待されますか。

長期的に見てプロジェクトの受益者が今回のプロジェクトの完了形から自律的な発展をするものと期待する。

地域は多くの影響だけではなく小さな範囲での効果も期待するところである。

6．協力団体が関与している場合、その団体の役割は何でしたか。

協力団体名とその団体の役割と氏名を明記する。

財務報告（地区はすべての支出の領収書を保管しなければなりません）

7．収入

	予算	決算
1．地区から受領した地区補助金の資金		
2．その他の資金（具体的に記載）		
3．		
プロジェクト収入総額		

8．支出（具体的にお書きください。必要に応じて行を追加してください）

	予算	決算
1．購入品目の単価および数量を記載。		
2．総称は記載せず、できるだけ詳細項目で計上する。		
3．品目ごとに１行を使用。		
4．添付する領収書は１行ごとにA４サイズ１枚にコピー。行数と同じ番号を振る。		
5．必ず実際に支払った金額を記載。		
6．		
7．		
プロジェクト支出総額		

9．本報告書に署名することで、私の知る限りにおいて、地区補助金の資金が管理委員会の指針に準拠し認められた項目にのみ使用され、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。補助金資金のすべての支出の領収書を地区に提出しました。

証明書の署名（自筆）　**出来るだけ楷書は避けてください**　日付　**提出日を記載**

ロータリーでの役職（提出時）

委員会担当者印	補助金委員長印	講　評

地区補助金最終報告書チェックリスト

□	補助金対象事業が完了して、2ヶ月以内ですか。(最終報告書は、補助金対象事業が完了直後、遅くとも2ヶ月以内に提出をすることが義務つけられています。)
□	様式－３には、提出日、クラブ名、会長名が記入されていますか。
□	様式－３には、捺印がされていますか。
□	様式－３には、ご担当者様の氏名、連絡先が記入されていますか。最終報告書の再提出が発生した場合、提出を円滑に行うために、必ずご記入願います。
□	様式－４は、1枚にまとめてありますか。
□	様式－４は、『別紙参照』と書かずに、報告が直接記入されていますか。
□	様式－４「プロジェクト概要」には、ロータリアンの具体的な活動が十分に書かれていますか。
□	様式－４「財務報告」は、日本円で記入されていますか。
□	様式－４「財務報告・支出」項目には、不適格項目が含まれていないか、最新の『補助金制度ハンドブック』『授与と受諾の条件』で確認しましたか。
□	様式－４「財務報告・支出」項目には、記載例通り、品目単価×個数 と記載されていますか。
□	領収書のコピーは、様式－４「財務報告・支出」項目順の番号通り、各A4用紙１枚にコピーされていますか？またそれらのA4用紙には、項目順の番号が記入されていますか。
□	様式－４「日付」には、報告書作成日が記入されていますか。
□	写真1～2枚と記事（事業の証明となるもの）は用意しましたか。 ExcelやWordに貼り付けたものではなく、JPEG(またはPNG)データを用意しましたか。
□	専用口座の写しは用意しましたか。
□	補助金管理簿ファイルの写しは用意しましたか。
□	地区補助金委員会へ書類を提出する前に、控えとして全ての書類のコピーを取っていますか。補助金対象事業の完了から少なくとも５年間は、各報告書のコピーと全支出の領収書を記録として保管してください。

記入漏れのない最終報告書を、下記宛にメール又はご郵送ください。（ご不明な点はお問合せ下さい。）

国際ロータリー第2760地区 ガバナー事務所 財団
〒460-0003
名古屋市中区錦2-15-15　豊島ビル3Ｆ
tel:　052-211-2760　　e-mail:　fbranch@rotary2760.org

（４－A－9）

役員等交代による補助金専用銀行口座の管理引継確認書

クラブ会長並びに補助金事業プロジェクト等の役員または委員の交代に祭し、資金及び補助金を管理する銀行口座の管理を引継ぐ場合、下記のように定める。

現年度クラブ会長、補助金事業プロジェクト並びに補助金専用口座管理責任者は、次年度クラブ会長、補助金事業プロジェクト並びに補助金専用口座管理責任者に、下記の通帳等を遅滞なく引き継ぐものとする。

【引継通帳等】

１．補助金管理用銀行口座の通帳
　銀行名並びに本支店名：
　預金種別並びに口座番号：
　専用口座名義：
２．登録印鑑
３．預金出納帳
４．支払決裁書
５．その他必要な書類・情報等

年　　月　　日

現年度クラブ会長名　　印

現年度補助金事業プロジェクト責任者名　　印

現年度補助金専用口座管理責任者名　　印

次年度クラブ会長名　　印

次年度補助金事業プロジェクト責任者名　　印

次年度補助金専用口座管理責任者名　　印

附則

１．引継ぎを受けた次年度の補助金専用口座管理責任者は、必要に応じて遅滞なく補助金専用口座の名義ならびに登録印鑑を変更しなければならない。
２．本管理引継確認書は１０年間保存しなければならない。

（立会者）

現年度財団委員会委員長または幹事　　印

次年度財団委員会委員長または幹事　　印

財務管理計画ワークシート　【重要事項チェックリスト】

記　載　日:

クラブ 名:

記載者署名:

「覚書（MOU）」に定めるクラブの財務管理計画に含めるべき最低限の指針が遵守されるように、クラブは以下の項目をチェックリストとして点検し、最終報告書に添付します。

財務管理計画に含めるべき項目（最低限の指針）	地区の方針	申請・最終報告	点検項目・内容	チェック	
				クラブ	地区
1.銀行口座に関する全要件に従う。	補助金を地区からクラブへ送金する前に、補助金専用口座（2名の口座署名人を要する普通預金口座）をクラブから通知させ確認している。専用口座を開設できなければ、補助金は送金しない。また、専用口座は無利息型と定めている。	申請	専用口座の通帳の表紙並びに口座名義、銀行の本支店等が確認できるページをFAXにて提出した。		
2.以下を含む標準的な会計基準を守る。 ・全収支の完全な記録 ・すべての経費支払い領収書	地区はクラブに対し、収入源、資金の使途、残高に関する情報を1行ずつ記載するエクセルファイルの預金出納帳を作成させている。またすべての取引の証拠証憑書類を保存しなければならないと指導している。	最終報告	①現金出納帳を作成した。		
			②収入項目はすべて個別に記載した。		
			③支出項目はすべて個別に記載した。		
			④現金出納帳など会計帳簿の記載は、資金の流れを正確・明瞭に反映し、誰が見ても容易に理解できるように行われている。		
			⑤補助金事業に係るすべての根拠証憑類の保存用ファイル（専用）を作成した。（地区補助金5年間、グロ-バル補助金10年間）		
			⑥最終報告書に添付資料としてすべての証憑等の写しを添付した。		

財務管理計画に含めるべき項目（最低限の指針）	地区の方針	申請・最終報告	点検項目・内容	チェック	
				クラブ	地区
3.補助金の申請書で承認されたとおりに、補助金資金を直接、ロータリアン、業者、受益者に支払う。	すべての支払いにおいてクラブ会長と専用口座管理者の承認を義務付けること、現金での支払いは極力避け、専用口座から直接業者等へ支払わせ、支払いごとに領収書を受け取らなければならないことになっている。（ただしやむをえない場合は振込依頼書（送金済）も可）この手続は、クラブの方針と手続きに関する文書に記載され、保管されている。	最終報告	①支出は必ず専用口座から直接請求先に振込みで支払った。		
			②やむなく現金引出で支出する場合は「顛末書」を作成した。		
			【外国での補助金活動】③すべての証憑類の和訳を作成した。		
4.収入と支出の明細書を別々に記録し、利子収入と回収分も記入する。	財務管理計画に含める項目2と同様のため省略。	最終報告	財務管理計画に含める項目2と同様のため省略。		
5.プロジェクトごとに資金を記録する総勘定元帳を維持する。	預金出納帳を作成させる。ただし、取引が複雑な場合は同ファイル内の総勘定元帳も作成させる。	最終報告	取引が複雑のため総勘定元帳を作成した。（簡易な場合は、省略可。）	作成 OR 省略	作成 OR 省略
6.補助金で購入した備品・設備やその他の財産を管理する在庫管理システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。	中間報告書並びに最終報告書作成時に請求書、納品書等の写しを、地区に添付資料として提出させる。	最終報告	多数・多額の備品・設備を提供する時は備品台帳を作成し、詳細が分る納品書等を添付した。	作成 OR 省略	作成 OR 省略
7.毎月、明細の照合と銀行残高調整を行う。	地区が作成したエクセルファイルに取引内容を入力させ、その預金出納帳の各取引金額並びに残高と専用口座の取引記録と残高が合致することを確認させると共に最終報告書提出時にその預金出納帳と専用口座の写しを提出させる。	最終報告	【最終報告書添付書類】現金出納帳 OR 総勘定元帳		
			【最終報告書添付書類】専用口座の写し		
			【最終報告書添付書類】すべての証拠証憑書類の写し		
			【最終報告書添付書類】外国事業の場合、すべての証憑証拠書類の和訳	不要は／	不要は／
			【最終報告書添付書類】日付入写真 新聞記事等		

財務管理計画に含めるべき項目（最低限の指針）	地区の方針	申請・最終報告	点検項目・内容	チェック	
				クラブ	地区
8. 銀行口座の管理引継ぎに関する計画を立てておくこと。	「補助金専用口座引継確認書」の書式をクラブに提供し、確認書を取り交わすように指導する。	クラブ保管	「補助金専用口座引継確認書」を作成した。		
9.資金の換金等を含め、全補助金活動が、現地の法律や規制を遵守したものであることを確認する。	地区とクラブとの「覚書（MOU）」に、補助金事業実施クラブには地元の法律を遵守する責務があることを明示している。また、この責務を理解したクラブのみに資格要件が与えられている。	申請 & 最終報告	現地の法律や規則に準拠し遵守していることを確認した。		
10.「授与と受諾の条件」に合致した事業並びに資金支出を行う。	「授与と受諾の条件」を精読して、よく理解した上で事業を遂行する。	申請 & 最終報告	「制約事項」に抵触する内容の事業並びに資金支出になっていないこと。 ⇒ **補助金全額返金**		

第2760地区ロータリー財団委員会　資金管理委員会

2019-20 年度　国際ロータリー第 2760 地区
ロータリー財団　グローバル補助金奨学生　募集要項

国際ロータリー第 2760 地区（愛知県）は、ロータリー財団未来の夢計画として、
『2019-20 年度ロータリー財団グローバル補助金　奨学生候補』の募集を 次の要項に従って行います。
熟読の上、有資格者は奮って応募して下さい。

目　的

国際ロータリーのロータリー財団グローバル補助金奨学生の主要な目的は、ロータリー財団未来の夢計画の目的であるロータリアンにより特定された世界の優先的なニーズである「**6 つの重点分野」**

1．平和と紛争防止・解決（『善意と平和』の大分野において）、**2．基本的教育と識字率向上（『教育』の大分野において）**、**3．経済と地域社会の発展（『貧困の緩和』の大分野において）**、**4．疾病予防と治療（『健康』の大分野において）**、**5．水と衛生設備（『健康』の大分野において）**、**6．母子の健康（『健康』の大分野において）**に取り組み、持続的かつ測定可能な成果を生むことです。

奨学金の種類

グローバル補助金　奨学金
海外地区内の大学院修士課程において 6 つの重点分野に該当する専攻課程で 1 年から最長 2 年の修学に、米貨 30,000 ドル以上の奨学金を提供する。（地区内　内規による）

応募条件

教 育 程 度	大学卒業以上
職 歴 / 年 齢	不　問
留学先の条件	海外地区内の大学院修士課程で 6 つの重点分野（1.平和と紛争防止・解決、2.基本的教育と識字率向上、3.経済と地域社会の発展、4.疾病予防と治療、5.水と衛生設備、6.母子の健康）のいずれか 1 つ以上に該当する専攻課程に合格する見込みがあること
募 集 人 数	数名

資　格

1．上記応募条件をみたすこと。
2．優秀な学業成績をもつと共に、親善使節としての素質をもっていること。
3．指導力、独創力に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること。
4．留学国の言語に熟達し、講義を理解し、講演し、報告書を作成することが出来ること。
5．留学国の国情、国民性に関心と理解をもち、日本の歴史、地理、文化、時事問題に通暁していること。
6．１年から２年のきびしい海外留学に心身共に堪え得ること。
7．日本の国籍あるいは永住権を有すること。
8．次のいずれかに該当すること。
　・申請時に国際ロータリー第 2760 地区内に居住、または本籍があること。
　・申請時に国際ロータリー第 2760 地区内に所在する大学または大学院に在学、あるいは、職場に勤務

していること。

9．国際ロータリー第 2760 地区　ロータリークラブのスポンサーがあること。（無ければ地区にて探す）

10．留学先のロータリークラブのスポンサーがあること。（地区にて留学先ホストクラブを探す）

申請の資格無き人（場合）

1．ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、養子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者。

2．留学先が、地区から財団本部へのオンライン申請時に決定していない場合。

3．留学先が海外の大学院修士課程レベルの教育機関でない場合。

4．他地区でのロータリー財団補助金奨学金を申請している人。

5．当人または前項（１）に該当する者に受験資格を与える目的のためにロータリークラブを退会した人がある場合は、そのことによって資格は生じない。

奨学金の条件

ロータリー財団グローバル補助金　奨学金

1．ロータリー財団未来の夢計画の６つの重点分野に該当する、海外の大学院修士課程の専攻課程に合格すること。

2．本奨学金は６つの重点分野の解決に寄与することを目的とし、奨学生は勉強の傍、“親善使節”としての任務も遂行すること。

3．奨学金の給付は１年から最長２年までをカバーする。

4．留学期間中は勉学に努めると共に、ロータリークラブ、家庭、事業所などを訪問して、留学国の諸事情の理解につとめること。

5．奨学期間修了後速やかに**必ず**帰国し、地区内ロータリークラブに留学の成果を報告すること。

6．奨学金は米貨 30,000 ドル以上（旅費を含む）。

7．留学中は所定の報告を定時に提出すること。

8．学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、ロータリー財団の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、留学国の語学に対する知識の不足、“親善使節”としての任務不行使、その他奨学金の条件を充たせなくなる様な事態が発生した場合に奨学金は打切られる。

9．留学は 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日までの新学期から開始しなければならない。

応募方法

地区指定の「国際ロータリー第 2760 地区 2019-20 年度ロータリー財団グローバル補助金奨学金プログラム応募申込書」に、必要事項を記入し地区ロータリー財団事務所にメールにて提出。（希望者に、地区財団事務所よりメールにて送ります）

グローバル補助金の申請は随時受け付けていますが、その年度の奨学生の締め切りは 10 月 31 日までに財団事務所到着までとします。

2019-20 年度の締め切りは、2019 年 10 月 31 日(木)となります。

地区への申請方法

応募時の提出書類「国際ロータリー第 2760 地区 2019-20 年度ロータリー財団グローバル補助金奨学金プログラム応募申込書」については、随時　地区財団事務局にお問い合わせ下さい。申請希望者が多数の場合は、応募期間終了後直ちに開催する「奨学金申請者説明会」にてお伝えします。

地区が国際ロータリーへの申請者を選考するための、試験期日及び方法

一次選考　　2019 年 11-12 月　奨学基金・平和フェローシップ委員会による書類審査と面接試験

地区最終選考　2019 年 12 月　　地区ガバナー、ガバナーエレクト、ロータリー財団委員会等による面接試験

※試験日については、応募者に直接連絡します。

※面接試験は日本語で行います。

提出書類

一次選考までに準備するもの

1．「国際ロータリー第 2760 地区 2019-20 年度ロータリー財団奨学金プログラム応募申込書

2．留学先大学院の入学許可を証明するもの。留学先の入学許可証が書類等提出締切日までに手元に無い場合は、地区最終選考面接試験後の正規のオンライン提案時までに提出すれば可とする。その旨の理由書を他の提出書類と共に提出すること。

3．語学力テストの結果

＊英語圏：TOEFL、IELTS 等の成績表。

＊英語圏以外：該当する外国語能力評価の標準となっている語学力テストの成績表。

尚、成績表は取得日より 1 年以内のものを提出して下さい。

4．小論文（題自由、日本語 800 字以内、A 4 版用紙に横書きで 1 枚に収めること）

5．奨学金申請者　事前審査の為の資料（日本語版）

6．その他、特別に指定された場合の資料

☆　書類は全て A 4 サイズを使用すること。
（成績表・証明書等 A 4 サイズ以外のものはオリジナルの他に A 4 サイズに縮小・拡大したものを必ず添付すること。）

☆　申請書類は一切返却しません。

☆　グローバル補助金奨学生の地区における奨学金申請者の選考は、地区としてロータリー財団に申請する人を決めることであり、奨学生の承認はロータリー財団にて行われます。
したがって、地区推薦者として申請を行っても承認を保証するものではありません。

（提出先）　〒460-0033　名古屋市中区錦二丁目 15-15　豊島ビル　3 階
国際ロータリー第 2760 地区　ガバナー事務所　内
ロータリー財団委員会　グローバル奨学生・平和フェロー委員会　宛
Tel 052-211-2760　fax　052-211-0230
fbranch@rotary2760.org

国際ロータリー第 2760 地区 2019-20 年度
ロータリー財団 グローバル補助金 奨学金 応募申込書

【注意】下記関係者は、奨学金対象者となりませんので応募申請することは出来ません。

（ ロータリー会員並びに関係職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者 ）

◎応募される方は、下記に記入の上事務局へメールにて、**2019 年 10 月 31 日**までの出来る限り早い時期に ご返信下さい。

・氏　名　：　　性　別　：　　生年月日　：
・住　所　：
・本　籍　：
・電話番号（自宅）　：
・電話番号（携帯）　：
・E メールアドレス　：
・国　籍　：
・語学能力　：（言語　　レベル　　）
（言語　　レベル　　）
（言語　　レベル　　）
・学　歴（最新のもの２つ）：
○
○
・留学希望校名　：
・所 在 地　：
・教育機関のウェブサイト　：
・専 攻 過 程　：
・予定開始日～終了日　：
・重点分野（専攻過程は、どの重点分野に一致する物ですか）　：　（　　）

1.平和と紛争防止・解決　2.基本的教育と識字率向上　3.経済と地域社会の発展
4.疾病予防と治療　5.水と衛生設備　6.母子の健康

・希望する留学校の入学許可証はいつ頃までに発行されますか。　：　（　　）

私は、下記書類の内容を確認した上で、奨学金の申請を申し込みます。
・2019-20 年度申請　（2020/7-21/6 入学）国際ロータリー第 2760 地区ロータリー財団
・グローバル補助金　奨学生の参加申請書・同意書

奨学金申請希望者　氏名

国際ロータリー第 2760 地区

ロータリー財団学友会　会則

第１条（名称）　本会は国際ロータリー第 2760 地区ロータリー財団学友会（略称：ロータリースカラー）と称します。

第 2 条（目的）　本会はロータリーの精神にのっとり、会員相互の親睦と、ロータリークラブ、ローターアクト、インターアクト等関係団体との協力・連携のもとに「国際親善使節」としての使命を自覚し、国際理解と友好に寄与することを目的とします。

第３条（会員）　ロータリー財団による留学・研修等の計画(以下財団諸計画という)に参加しようとし、また参加したもので、

１．当地区から推薦されたもの

２．他地区から推薦されたものであって、当地区内に在住または在勤するもの

第４条（入会）　財団諸計画に当地区から推薦され参加することが決まったものは、その際に自動的に入会することとします。

財団諸計画に他地区から推薦され参加したものは、当地区内に居住または勤務することになり本会に届出たことにより入会することとします。

第５条（会員の身分）　会員は退会したり、除名されない限り終身継続します。

第６条（退会）　他地区への移転等のため本会を退会することを希望するものは、その旨本会へ届け出ることとし、本会は該当する他地区の学友団体に紹介することとします。

第７条（除名）　本会が主催または関係団体と連携して催す諸行事に連絡なく長期にわたり欠席したり、本会の名誉を著しく傷つけたものは、幹事の多数決を以って除名されることあります。

第８条（幹事）　本会に幹事若干名をおき、うち１名は代表幹事として本会を代表し会務を統括し、他の幹事は職務を分担し代表幹事を補佐するとともに会務処理に当たります。

第９条（幹事の選任方法と任期）　幹事は会員の互選によって決め、**地区学友担当の委員会**の追認を得ることとします。幹事の互選は定例総会で行い、任期は１年とし再選はさまたげません。

第１０条（会議）　本会の会議は次のとおりです。

１．定例総会：原則として毎年５月に代表幹事が招集します。

２．臨時総会：必要に応じ代表幹事が招集します。

３．幹事会：必要に応じ代表幹事が招集します。

第１１条（事業）　第２条の目的を達するために次のような事業を幹事会が定める要領にしたがっておこないます。

１．学友間の親睦を図る事業

２．留学・研修等の計画に参加中の学友に対し協力する事業

３．ロータリークラブとの連携を密にするための事業

４．ローターアクト、インターアクトとの連携を密にするための事業

５．その他の事業

第１２条（アドバイザー）　本会を新たに入会した会員に留学・研修等の計画の成功を期するために、学友をアドバイザーとして任命することができるものとします。

第１３条（学友会年度）　本会の事業・会計年度は毎年４月１日に始まる１年間とします。

第１４条（会費）　学友は幹事会が定める方法にしたがって会費を納入しなければなりません。

第１５条（補助金）　本会は地区に補助金の交付をお願いすることができます。

第１６条（賛助金）　本会は当地区内ロータリークラブに賛助金の交付をお願いすることができます。

第１７条（監査）　本会の会計及び監査の結果を**地区財団学友担当の委員会に報告する**。

第１８条（本部）　本会の本部は幹事会の定めるところにおきます。

第１９条（改訂）この会則は総会出席者の３分の２以上の賛成を得て変更することができます。

付則

１，（カウンセラー）本会の会員として入会したもの１名につき、地区学友担当の委員会と連絡して、その会員を推薦したロータリークラブより１名のカウンセラーを選任していただき、両者は連絡を密にして留学・研修等の計画の成功を期することとします。

２，（発効）この会則は昭和 58 年３月 13 日の設立総会の総会出席者の３分の２以上の賛成を得、**地区学友担当の委員会**の追認を得て効力を発します。

３，（会費の額）会費は終身会費とし、１万円とします。会費の納入は、会員となった時点で本会の本部に納入することとします。

４，（地区学友担当の委員会）地区の組織変更などにより担当委員会の呼称が変わることがあります。2019-20 年度は、グローバル奨学生・平和フェロー委員会が担当します。

以上

2012.2.10

国際ロータリー第2760地区
ロータリー財団委員会

RI財団業務監査を受けて

第2760地区はRI財団監査人山崎勝氏のご指摘、ご指導を受け、下記のとおり今後の補助金事業の管理体制、管理書式を改善するものとする。

① 会計帳簿

事業実施クラブに対し、預金出納帳だけでなく、総勘定元帳を自主作成できるように指導する。会計処理用ソフトは従前配布しているエクセルファイルで対応できる。

当地区財団委員会のシステムでは、事業終了時点で専用口座には残高が残らないように指導しているが、簡易な財産目録も作成するようにする。

② 領収書の受領について

RI財団のMOUには一取引75ドル以上の取引には領収書の受領と保存が求められている。アメリカとは商慣習が異なるとはいえ、補助金事業遂行クラブには、領収書の受領と保存を各種セミナーを通じて勧奨し励行されるように求めていく。

ただし、パイロット地区である当地区としては、商慣習の違いにより、日本では振込用紙の控えでも十分不正防止になると思われるので、RI財団本部へ日本における取り扱い変更の進言を行っていく。

③ 未来の夢計画「財務管理計画シート」について

当該シートの書式を一部変更し、補助金事業遂行クラブにおいて点検できるように作成し、補助金交付時に最終報告書の書式と一緒にクラブに渡し、クラブにおいて財務管理計画の実施にあたり点検作業に活用させ、最終報告書の付属添付書類とする。

④ 補助金事業遂行クラブにおいて、会長、会長エレクト、プロジェクト責任者、専用口座の出納責任者が交代したときは、速やかに「引き継ぎ確認書」を当財団委員会へ提出させる。

⑤ 補助金の不正使用や不適切な管理に関する手順書を今一度、補助金事業遂行クラブへ告知する。

⑥ クラブでの補助金事業の監査にあたり、クラブで5年間保存義務がある原始資料や専用口座通帳の保存確認について、各クラブの監事の監査報告を求めることを指導する。

以　上

グローバル補助金事業（GG1639801）

「ブータン王国　僻地農業促進による食料自給率の向上と地域経済の発展支援」

RI第2760地区(愛知県)
半田ロータリークラブ　松石奉之

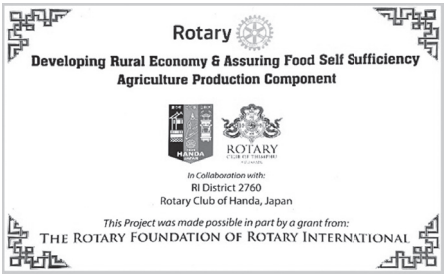

RI第2760地区半田ロータリークラブとRI第3292地区ティンプーロータリークラブは、2017年5月から「ブータン王国　僻地農業促進による食料自給率の向上と地域経済支援」を目指し、グローバル補助金事業に着手し、2019年4月26日に最終報告を完了いたしました。

私とブータン王国との出会いは2005年愛知県で開催された「愛・地球博」の「一国一市町村フレンドシップ事業」からです。万博開催の前年2004年に初めてのブータン王国を訪問しました。そして、2008年に2度目のブータン王国訪問を終え「半田-ブータン青少年交流協会」を発足させ、両国の青少年の相互訪問を始めました。そのような関係の中で、半田RCは地区補助金の活用などを通じて、ブータンの僻地地域の学校に通う子供たちに図書の寄贈事業等を進めて参りました。その後、2012年にティンプーRCが発足し、ティンプーRCにとって、スポンサーであるネパールRC以外の初めての海外クラブとの交流が半田RCとなりました。そのような関係が築かれる中、ブータン王国の僻地地域では野生動物が作物を荒らし食料確保が困難な状態で住民が困窮している状況についての協議がもたれ、ブータン僻地地域の食料自給率向上と農業生産性の向上により、若年層の失業問題を解決し人口の都会から田舎への逆位性を促すことにより、地域経済の発展を目指す、グローバル補助金への取り組みを半田RCは提唱しました。これはグローバル補助金の6つの重点分野の基本方針の中にある「経済と地域社会の発展」になります。

グローバル補助金事業を推進するにあたり、手始めに2016年に地区補助金を活用して、ブータンの僻地に半田RCの3人のメンバーが片道14時間の悪路を走破し、野生生物から農作物を守るための「太陽光発電の電気柵」を2㎞四方にわたり張り巡らせる事業を行いました。その結果翌年には農業生産性が飛躍的に向上し、僻地地域で働く農業青年組合の若者が16人から28人へと増え、収穫した農作物を他地域へ流通させることができるまでになりました。地区補助金事業の成果を得て、グローバル補助金事業活用が更に有効であることを確信し、2017年にグローバル補助金事業推進に着手しました。しかしながら発足して間もないティンプーRCは、補助金事業活用する際に義務であるロータリー財団補助金セミナーに参加していなかったため、事業の承認が第3292地区のロータリー財団委員長から下りることなく事業は頓挫したかのような状態になってしまいました。その後、ネパールの地区ロータリー財団委員長の特別な計らいにより、ティンプーRCがネパールでの財団セミナーに出席し、ようやく2018年5月にすべての承認を得ることができ、同年の8月に半田RCメンバー12名が現地に赴き、3地区のブータン僻地に分かれて訪問し、農業生産性向上のための「20㎞四方にわたる太陽光電気柵」「トラクター」「耕運機」「農作物搬送用トラック」「スプリンクラー付き温室」などを各地域へ寄贈するとともに、その持続性を担保するための農民の研修を政府農業省の助力を得て実施しました。地区補助金事業実施の際に片道14時間かかった道程を今回はヘリコプターを利用して45分で到着することができました。しかし他地域へ赴いたメンバーの中には片道6時間以上の悪路走破を経験し、現地の農民宅への民泊を経験したメンバーたちもあり、参加した半田RCメンバーにとって忘れられない事業になったことと思います。後日ティンプーRCからの報告では、当グローバル補助金事業により3地域の農業生産性が飛躍的に向上し、若年層の都会から田舎への逆位性も進み、ある地域では青年農業組合員が50名を超えたとの報告を受けました。このように意義深い事業をグローバル補助金活用により実施できたことを、ロータリアンとして大変うれしく思っています。

ブータンカラーのヘリコプターのおかげで、
14時間の道のりを45分で移動することができました

各地の寄贈先ではブータンの伝統的な
方法で歓迎会を催していただきました

太陽光電気柵の寄贈式。写真は電気柵の
コントロールパネルです

大型トラクターの寄贈式

農作物搬送用の４ＷＤトラックの寄贈式

耕運機の贈呈式。他に小型耕運機３台寄贈

お世話になった農家のご家族と関係者

帰国前夜に今回の事業でお世話になった
ティンプーRC、政府関係者、市民訪問団の
皆さんと合同送別会を開催